

パブリックコメント用

第5次生駒市総合計画

後期基本計画（案）

平成26年4月

生駒市総合計画審議会

目次

1 市民が主役となつてつくる、参画と協働のまち	1
（1）まちづくりにおける市民の参画と協働.....	1
①市民協働.....	1
②情報提供・情報公開.....	2
（2）地域活動・市民活動の活性化.....	3
①地域活動・市民活動.....	3
（3）人権の尊重.....	4
①人権.....	4
②男女共同参画.....	5
③多文化共生.....	6
（4）健全で効率的な行財政運営の推進.....	7
①行政経営.....	7
②行政サービス.....	8
③財政.....	9
④職員・行政組織.....	10
2 子育てしやすく、だれもが成長できるまち	11
（1）子育て支援の充実.....	11
①母子保健.....	11
②保育サービス.....	12
③子育て支援.....	13
（2）学校教育の充実.....	14
①幼稚園教育.....	14
②学校教育.....	15
③特別支援教育.....	16
（3）生涯学習の推進.....	17
①生涯学習.....	17
②青少年.....	18
（4）文化・スポーツ活動の推進.....	19
①文化活動.....	19
②歴史・伝統文化.....	20
③スポーツ・レクリエーション.....	21
3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち	22
（1）適切な土地利用の推進.....	22
①土地利用.....	22
②住宅環境.....	23
③拠点整備.....	24
（2）交通ネットワークの整備.....	25
①道路.....	25
②公共交通.....	26

(3) 環境配慮社会の構築.....	27
① 3R (リデュース・リユース・リサイクル)	27
② 環境保全活動.....	28
(4) 生活環境の整備.....	29
① 生活排水対策.....	29
② 公害対策.....	30
③ 地域美化・環境衛生.....	31
④ 上水道.....	32
(5) 緑・水環境の保全と創出.....	33
① 自然的資源.....	33
② 公園・緑化.....	34
4 <u>いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち</u>.....	35
(1) 地域で助け合い、支え合う仕組みの整備.....	35
① 地域福祉活動.....	35
(2) 健康づくりの推進.....	36
① 健康づくり.....	36
(3) 医療サービスの充実.....	37
① 医療.....	37
(4) 高齢者の生活を支えるサービスの実施.....	38
① 高齢者保健福祉.....	38
② 社会保障.....	39
(5) 障がい者の生活を支えるサービスの実施.....	40
① 障がい者保健福祉.....	40
(6) 人にやさしい都市環境の整備.....	41
① バリアフリー.....	41
(7) 地域防災体制の充実.....	42
① 災害対策.....	42
② 自主防災.....	43
③ 消防.....	44
(8) 生活の安全の確保.....	45
① 交通安全.....	45
② 防犯・消費者保護.....	46
5 <u>地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち</u>.....	47
(1) 学研都市との連携.....	47
① 学研都市.....	47
(2) 農業の振興.....	48
① 農業.....	48
(3) 商業・工業の振興.....	49
① 企業立地.....	49
② 商工業.....	50
(4) 観光と多様な交流の促進.....	51
① 観光・交流.....	51

小分野 1-(1)-①

市民協働^{※1} 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 市民と市、市民同士が、互いに対等な立場で相互に補完しあい、協働によるまちづくりが進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 市政・まちづくりに関心を持つ。
①2 主体性をもって積極的に市政に参画する。
①3 公募市民登録制度^{※2}に登録する。

市民2人以上でできること

- ①1 市民政策提案制度^{※3}を活用し、事業や施策の提案を行う。

事業者でできること

- ①1 市政・まちづくりに関心を持つ。
①2 主体性をもって積極的に市政に参画する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 本市のまちづくりを進めていくための基本的なルールを定めた生駒市自治基本条例に基づき、参画と協働のまちづくりを一層すすめていきます。(市民活動推進課)
- ①2 協働によるまちづくりの担い手を養成する講座を実施します。(市民活動推進センター)
- ①3 市政への市民の理解と関心を高めるとともに、市政に市民の意見を反映させるため、タウンミーティングなど市民と行政が直接対話できる機会づくりに努めます。(広報広聴課)
- ①4 参画と協働によるまちづくりを推進するため、庁内における職員の意識の高揚を図ります。(市民活動推進課)
- ①5 審議会委員の公募や市民政策提案制度などを実施し、政策形成過程における市民参画の充実を図ります。(企画政策課)

※1 協働：まちづくりの主体である市民と市、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を生かし、尊重しながらよりよいまちづくりに協力し合うこと。

※2 公募市民登録制度：市の審議会等に学識経験者等とともに参加する公募市民に、できる限り多くの市民が参加し、幅広い意見を市政に反映するため、予め無作為抽出した市民を対象に公募市民候補者登録名簿へ登録し、審議会等の委員改選時に名簿から公募市民を選考する制度。

※3 市民政策提案制度：市民から、市政に関することや地域の課題などについての創意工夫あるアイデア等を募集する制度。事業の実施を決定した提案については、事業化に向けた具体的な協議・検討を行い、市政に反映していく。

小分野 1-(1)-②

情報提供・情報公開

基本計画

4年後のまち

- ① 市民が知りたい地域や市の情報を早く・簡単・正確に入手している。
- ② 市が発信している情報を市民がより一層有効に活用している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 インターネットが利用できる環境を整備し、パソコン等の操作方法を習得する。
- ①2 インターネットなどを活用して積極的に情報を取得し、意見を述べる。
- ①3 広報紙などを通じて市政に関心を持ち、積極的に行事や市政に参加する。
- ②1 知りたい情報のニーズを行政に伝える。

市民2人以上でできること

- ①1 ボランティアによるパソコン講習や支援サービスを提供する。
- ①2 インターネットが利用できない人への支援として、回覧等による情報の周知・共有を図る。
- ①3 市の広報活動に協力する。

事業者でできること

- ①1 広報紙などを通じて市政に関心を持つ。
- ①2 公共サービスと民間サービスとの連携や情報共有を図る。
- ①3 市の広報活動に協力する。
- ②1 事業者としての意見を行政に伝える。

【通信事業者】

- ①4 インターネットが利用できる環境を拡充する。
- ②2 個人情報等の情報管理を徹底する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民が必要としている情報を的確に把握し、多様な媒体を活用しながら、積極的に地域や市政の情報を発信、提供します。(広報広聴課)
- ①2 すべての人が支障なく情報や機能を検索し、利用できる、使いやすいホームページを作成します。(情報政策課)
- ①3 個人情報保護と情報セキュリティを徹底します。(総務課・情報政策課)
- ①4 市民が親しみやすく、分かりやすい広報紙を作成します。定期的にアンケートを実施しながら、市民のニーズを把握し、広報紙に反映します。(広報広聴課)
- ①5 情報公開制度について分かりやすく啓発・PRを行います。(総務課)
- ①6 情報公開制度について、手続きの分かりやすさ、簡素化を進めます。(総務課)
- ①7 公正性・透明性の高い行政運営を確保するため、積極的な情報公開に努めます。(総務課)
- ②1 インターネット上の情報サービスを活用するなど、即時性のある広範な情報発信や情報共有に努めます。(情報政策課)

小分野 1-(2)-①

地域活動・市民活動

基本計画

4年後のまち

- ① 地域の連帯感や助け合いの意識が高まり、自発的な活動が進んでいる。
- ② 様々な分野で市民活動団体の活動が広がり、連携してまちづくりに取り組んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 隣近所とのつながりを大切に、地域活動にも積極的に参加する。
- ②1 自主的・自発的に公益活動に参加する。

市民2人以上でできること

- ①1 自治会等を中心に、地域での行事、催し物を開催するなど、地域での連帯感を高める。
- ①2 自分達のまちのことは、自分達で決めて行動するために市民自治協議会^{*1}を設置し、安全、安心、防犯、防災などの地域の課題解決に取り組む。

[ボランティア・NPO]

- ②1 まちづくり活動へ積極的に参加する。

事業者でできること

- ①1 地域の行事、協議会に参加し、住民と協力する。
- ①2 地域活動や市民活動に企業が関心を持ち、理解を示す。

行政の4年間の主な取組

- ①1 広報紙等による啓発を充実し、自治会未加入者への加入促進を図ります。(市民活動推進課)
- ①2 地域コミュニティ活動の基盤組織である自治会に対し、その活動に対する支援を行います。(市民活動推進課)
- ①3 地域コミュニティの活動拠点である地区集会所の整備に対する支援を行います。(市民活動推進課)
- ①4 自治会やボランティアやNPOなど各主体の活動の発展と連携を推進するため、概ね小学校区単位のエリアを基本として、これらの多様な主体で構成される市民自治協議会の設置を促進するとともに、その活動を支援します。(市民活動推進課)
- ①5 いこまどんどこまつりなどのイベントを通じて、市民間の交流を促進します。(市民活動推進課)
- ②1 「市民活動推進センターららポート」を運営し、ボランティアやNPO活動の情報発信を支援します。(市民活動推進センター)
- ②2 各種の講座などを通じてボランティアやリーダーの育成を図ります。(市民活動推進センター)
- ②3 市民が主体的に行う公益的なまちづくり活動の支援を充実します。(市民活動推進センター)
- ②4 「市民活動推進センターららポート」でのコーディネート機能の強化を図ります。(市民活動推進センター)

※1 市民自治協議会:一定のまとまりのある地域(おおむね小学校区程度以下の単位)において、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織のこと。

小分野 1-(3)-①

人権

基本計画

4年後のまち

- ① 市民が人権について正しい知識や情報をもち、お互いに理解し、尊重し合える人間関係を構築できるように、人権意識が高まっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 人権尊重の精神に対する理解を深める。
- ①2 日常生活において、人権感覚を身につける。

市民2人以上でできること

- ①1 積極的にボランティア、NPO等で人権に関して取組を行う。
- ①2 多様な人権問題に対応できるよう、行政などと連携する。
- ①3 人権教育地区別懇談会を自治会や市民自治協議会^{※1}の行事の1つとして定着させる。

事業者でできること

- ①1 人権を尊重した事業活動を実施する。
- ①2 従業員に対する社内外での人権教育研修を推進する。
- ①3 採用条件や雇用条件を適正に整備する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 人権相談に対する適切な対応や指導、支援を行います。(人権施策課)
- ①2 市民が人権について正しい知識や情報を持つように広報、周知活動を実施します。(人権施策課)
- ①3 職員研修等により、職務執行における人権意識の高揚を図ります。(人事課)
- ①4 市民や地域向けの地区別懇談会や、事業者が実施する職場の人権研修会に講師を派遣し、人権についての教育・啓発を推進します。(人権施策課)
- ①5 市民が主体的に参加できる人権についての講座・研修会・催しの充実により、意識の高揚を図ります。(人権施策課)
- ①6 多様な人権問題に対応するため、市民や各種団体等と連携するとともに、これまで取り組んできた成果や課題を踏まえ、多様な機会や媒体を通じて教育・啓発を進めます。(人権施策課)
- ①7 学校教育や社会教育などでの人権教育の推進を図ります。(人権施策課・教育指導課)

※1 市民自治協議会:小分野 1-(2)-①参照

小分野 1-(3)-②

男女共同参画

基本計画

4年後のまち

- ① 男女がお互いに相手を思いやり、尊重し、自分らしい生き方ができるように取り組んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識^{※1}に基づく慣習、慣行、社会制度にとらわれないようにする。

市民2人以上でできること

- ①1 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する。
- ①2 地域の活動や社会生活、家庭生活において、男女共同参画を推進する。

事業者でできること

- ①1 従業員に対して職業生活と家庭生活が両立できるように配慮し、職場における男女共同参画を推進する。
- ①2 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 広報紙や情報誌、ホームページ等、多様な媒体を通じて啓発活動を実施します。(男女共同参画プラザ)
- ①2 市民、事業所等対象者が参加しやすく、男女共同参画の意識の啓発につながるような、講演・講座を開催します。(男女共同参画プラザ)
- ①3 男女共同参画プラザを拠点とし、DV(ドメスティック・バイオレンス)^{※2}やセクシャル・ハラスメント等を許さない意識啓発を推進するとともに、女性やDV被害者等への相談・支援体制を充実します。(男女共同参画プラザ)
- ①4 「家庭」「職場」「学校」「地域」をはじめ、あらゆる分野への男女共同参画の促進がされるように啓発活動を推進します。(男女共同参画プラザ)
- ①5 学校や地域等で、それぞれが自分の能力や個性を輝かせ、「自分らしく」生きることができる社会をめざし、出前講座を実施します。(男女共同参画プラザ)

※1 性別役割分担意識: 男である、女であるという性別観により、「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」という、性別によって役割を固定する考え方や意識のこと。

※2 DV: Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略。夫婦や恋人など、親密な関係にある人・配偶者などから受ける暴力のこと。単なる身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力なども含まれる。

小分野 1-(3)-③

多文化共生※1

基本計画

4年後のまち

- ① 市民一人ひとりが、地域社会の中で互いの多様性を認め合い、市民の主体的な国際交流・相互理解ができる環境の整備が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 異文化に対する理解を深め、尊重する意識を高める。

市民2人以上でできること

- ①1 地域においてことばや文化の違いで日常生活に不便を感じている人達のサポートを行う。
①2 外国人住民※2が地域活動へ参加しやすい環境をつくる。

事業者でできること

- ①1 外国人住民の就労を支援する。
①2 市の事業等に参加・協力する。
①3 外国人住民にも対応したサービスの提供を行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 外国人住民の多様な文化・伝統に対する理解の推進を図ります。(人権施策課)
①2 青少年が多文化を理解できるような事業等を開催します。(生涯学習課)
①3 学校教育、社会教育における多文化共生教育を推進します。(教育指導課)
①4 外国人住民教育推進懇話会等の意見を踏まえ、日本語教室等の多文化共生事業の推進を図ります。(人権施策課)
①5 日本語が不自由な外国人住民の生活支援や国際交流活動を担うため、支援できる環境づくりを推進します。(人権施策課)
①6 市民向けの文書の多言語表記を推進します。(人権施策課)

※1 多文化共生:国籍や民族等が異なる人々が、互いの文化的な背景等の違いを認め合いながら人権を尊重し、地域社会の中で共に生きていくこと。
※2 外国人住民:本計画書では外国籍市民と外国にルーツを持つ市民の総称を意味する。

小分野 1-(4)-①

行政経営

基本計画

4年後のまち

- ① 市民ニーズに基づく行政運営が行われ、市政に対する市民の満足度が高まっている。
- ② 総合計画の進行管理が適切に行われ、計画の目標が達成されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 市が実施するアンケート調査やパブリックコメント*1で意見・要望を述べる。
- ② 1 総合計画の内容を知り、総合計画の4年後のまちが実現できるよう市民の役割を実践する。

市民2人以上でできること

- ① 1 市民政策提案制度を活用し、事業や施策の提案を行う。

事業者でできること

- ① 1 市が実施するアンケート調査やパブリックコメントで意見・要望を述べる。
- ② 1 総合計画の内容を知り、総合計画の4年後のまちが実現できるよう事業者の役割を実践する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 市ホームページの問い合わせメールや生駒市たけまるモニターアンケートなど、市民、地域活動団体、事業者等が意見を述べられる恒常的な広聴制度の整備と周知を図ります。(広報広聴課)
- ① 2 市民や利用者のニーズに即した行政サービスを提供するため、定期的に満足度調査を実施します。(企画政策課)
- ① 3 事務事業の必要性や成果などを明確にし、民間委託も考慮しながら、恒常的に整理・合理化を図ります。(企画政策課)
- ① 4 「不正行為の防止」・「競争性の確保」・「適正な品質の確保」を目的に適正な公共調達がなされるよう、入札・契約・検査制度の改革を推進します。(契約検査課)
- ② 1 総合計画の進捗状況についての情報提供を行います。(企画政策課)
- ② 2 総合計画の進行管理を適切に実施し、指標の目標値を達成できるよう予算制度と連動させます。(企画政策課)
- ② 3 各所属において主体的にPDCAサイクルマネジメント*2が運用しやすく、一層定着するように、総合計画の進行管理手法を発展させます。(企画政策課)
- ② 4 各所属における分野別計画の進行管理の定着を図ります。(企画政策課)
- ② 5 総合計画と自治基本条例、総合計画と分野別計画の関係を整理し、新しい総合計画のあり方を検討します。(企画政策課)
- ② 6 各部長の組織運営に関するマネジメント意識の向上を図るため、部としての組織目標をそれぞれ設定するとともに、その成果を評価し、市民に公表します。(企画政策課)

※1 パブリックコメント: 市の基本的な計画や条例等の策定にあたり、その趣旨・目的・内容を公表し、それに対する市民からの意見・情報等を受け、出された意見の概要と市の考え方を公表する制度。市の基本的な計画や条例等の策定過程において市民が意見する機会を保障するだけでなく、反映すべき意見については市の基本的な計画や条例等へ反映することで、その内容をよりよいものとするを目的とする。本市では生駒市パブリックコメント手続条例を平成20年4月から施行。

※2 PDCA サイクルマネジメント: 「計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action)」という工程を継続的に繰り返すことにより、計画、実施後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる次の施策の展開につなげる仕組みのこと。

小分野 1-(4)-②

行政サービス

基本計画

4年後のまち

- ① サービスの向上がより一層図られ、親切、丁寧で、質が高く、市民の目線に立ったサービスが提供されている。
- ② 安定的で効率的な公共施設の管理運営が進んでいる。
- ③ 市民の情報通信技術を活用した行政サービスの利用が広がっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 コンビニ交付や窓口専用端末機など利便性の高い行政サービスを利用する。
- ①2 サービスに対する意見をアンケートなどで述べる。

市民2人以上でできること

- ①1 アンケート等で意見を述べる。

事業者でできること

- ①1 公共施設やサービスについて民間事業者の視点から提案する。
- ①2 アンケート等で意見を述べる。

〔指定管理者*1〕

- ②1 公共サービスを担うものとしての責任をもち、適正で公平なサービスを提供する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 住民基本台帳カードの普及を図り、利便性の高いコンビニ交付の普及に努めます。(市民課)
- ①2 コンビニ交付について広報、ホームページに掲載し、窓口にパンフレットを置くなど周知に努めます。(市民課)
- ①3 生駒市たけまるモニターアンケート等で意見を述べる機会を設けます。(広報広聴課)
- ②1 運営を民間企業による指定管理とした施設について、運営状況のモニタリングを行い、効率的で安定的な公共施設の運営に努めます。(企画政策課)
- ③1 インターネットを利用した各種申請・届出やイベント申込など、利用者にとって利便性の高いオンラインサービスの提供に努めます。(情報政策課)
- ③2 情報通信技術を活用した業務の効率化と市民サービスの向上を図ります。(情報政策課・市民課)

※1 指定管理者(制度):公の施設(体育館や図書館、コミュニティセンターなど)を地方公共団体が指定する民間等の法人・団体(=指定管理者)に管理させ、その能力等を活用することによって、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とする制度。

小分野 1-(4)-③

財政

基本計画

4年後のまち

- ① 社会保障費増大に対応し、かつ投資的経費も賄える強い財政運営が確立されている。
- ② 財政指標が健全な状態である。
- ③ 現在必要な事業は確実に執行しつつも、将来世代への借金が極力抑制されている。

市民等の役割分担 [財政課]

市民1人でできること

- ②1 法律・条例等のルールを守ること、ルール違反に伴う事務や違反对策に係る無駄な行政コストを増やさない。
- ②2 市民参加により財政をチェックする。
- ②3 健全な財政運営のための施策について、関心を持ち、理解を深め、積極的に意見を述べる。

市民2人以上でできること

- ②1 補助金等に依存することなく、自立した団体運営を行う。
- ②2 行政の役割と地域の役割を明確にし、地域主体でできることは地域で行う。

事業者でできること

- ②1 法律・条例等のルールを守ること、ルール違反に伴う事務や違反对策に係る無駄な行政コストを増やさない。
- ②2 財政運営に関心を持つ。

行政の4年間の主な取組

- ①1 効率的な投資の見極めにより、公共事業などに伴う地方債の発行を最小限に抑え、長期的な観点からコストの削減を図ります。(財政課)
- ①2 民間事業者の活力を積極的に活用しながらサービスの向上を図るとともに、業務の効率化を推進します。(企画政策課)
- ①3 行政改革の推進や新規事業等ヒアリングなどを通じて、職員のコスト意識の徹底を図ります。(企画政策課)
- ②1 財政の現状と課題を分析し、無駄を省くことを基本に財政指標を健全なレベルに導き、維持します。(財政課)
- ③1 財源が許す限り、積極的な繰上償還を実施します。(財政課)
- ③2 地方債の借入に際しては、交付税算入のある優良起債に限り、また償還年数も原則10年とします。(財政課)

小分野 1-(4)-④

職員・行政組織 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 職員が能力を発揮し、効率的、効果的に業務を遂行している。
- ② 適正な人員配置により効率的で少数精鋭の組織体制となっている。
- ③ 社会情勢に合った効率的で柔軟な組織になっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 市が実施するアンケート調査やパブリックコメントで意見・要望を述べる。
- ①2 職員の対応等に対する要望を伝える。

市民2人以上でできること

- ①1 職員の対応等に対する要望を伝える。

事業者でできること

- ①1 市が実施するアンケート調査やパブリックコメントで意見・要望を述べる。
- ①2 職員の対応等に対する要望を伝える。

行政の4年間の主な取組

- ①1 優秀な人材の確保に向け、新規職員採用試験説明会の開催、採用試験内容や方法の見直し等を実施することにより、受験者の拡大を図り、人物重視の視点から職員を採用する。(人事課)
- ①2 職員の政策形成能力や問題解決能力などを向上させるため、多様な研修機会を提供するとともに、自己啓発への助成などを実施し、職員の意識改革と一層の能力向上を図る。(人事課)
- ②1 効率的な組織体制の構築や事務事業の見直し、民間活力の積極的な導入、再任用制度の運用などにより、職員定数の適正化を図るとともに、能力と実績に応じた昇格・昇給制度等を見直しを進めます。(人事課)
- ②2 職員の能力・実績を適正に評価することにより、その意欲と能力の発揮を促すとともに、適材適所の人事配置を推進し、評価のプロセスと結果を効果的な人事管理と人材育成に活用するために、人事評価を全職員に導入する。(人事課)
- ③1 市民ニーズや時代の変化を的確に捉えながら、効率的で柔軟な組織体制の構築と意思決定の迅速化を図ります。(企画政策課)
- ③2 各部課間をまたがる行政課題に対応するため、理事者及び部長級で組織する検討会議の運営や、プロジェクトチームの設置など調整機能を充実します。(企画政策課)
- ③3 市の組織について、広報やホームページ等で周知します。(企画政策課)

小分野 2-(1)-①

母子保健

基本計画

4年後のまち

- ① 安心して妊娠・出産にのぞめる妊婦が増えている。
- ② 健診等の制度や地域の活動を利用することで、子どもがより一層健康で、すくすくと育っている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 妊婦は妊娠中の身体の変化や胎児の成長について学ぶ。
- ①2 周りの人（特に夫）は、妊娠・出産による心身の変化に配慮する。
- ②1 保護者は自分自身と子への健康に関心を持つ。
- ②2 健康診査（妊婦・乳幼児）を受け健康状態を把握しておく。
- ②3 予防接種を受け、疾病予防に努める。

市民2人以上でできること

- ②1 母子保健推進ボランティアとして、地域の母子保健推進に努める。

事業者でできること

- ①1 雇用者は、雇用している妊婦への配慮を行う。
- ②1 子どもの健診や予防接種を受けやすい就業環境の整備を進める。

行政の4年間の主な取組

- ①1 働く妊婦や母親に対し、利用できる制度の情報提供を行います。（健康課）
- ①2 妊娠・出産・子育てに関する知識、技術を習得する機会や情報の提供を行います。（健康課）
- ①3 父親の母親に対する精神的支援や理解の必要性の啓発を行います。（健康課）
- ①4 妊産婦・新生児訪問や妊婦健康診査を実施します。（健康課）
- ①5 未熟児への支援のため、産科医療機関との連携を強化します。（健康課）
- ②1 母子保健推進ボランティアの能力向上のための研修等を行います。（健康課）
- ②2 疾病の早期発見、早期治療、療育などを行うため、乳幼児健康診査を実施します。（健康課）
- ②3 疾病予防のために、予防接種を実施します。（健康課）
- ②4 健診未受診者の追跡システムを構築し、医療機関その他関係機関との連携の強化を図ります。（健康課）
- ②5 発達や育児への不安の解消等、親への支援と子どもの健全な育成のため、子育て・発達相談及び家庭訪問を実施します。（健康課）
- ②6 子育てに関する知識、技術を習得する機会や交流の場の提供を行います。（健康課）
- ②7 障がい児や発達に遅れのある子どもの早期療育や相談体制の充実を図ります。（障がい福祉課）

小分野 2-(1)-②

保育サービス 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 子どもの安全が確保され、子育てと仕事を両立させたい家庭やひとり親家庭が安心して就労できる環境が整えられている。
- ② 保育サービスが充実し、必要なときに必要なサービスが受けられている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 学童保育※1の運営に対し、保護者会活動等により積極的に関わる。
- ②1 保育所、学童保育の利用に際して応分の保育料を負担する。

市民2人以上でできること

- ②1 保育所と地域のふれあい事業にボランティアとして参加する。
- ②2 学童保育児童の登下校時の見守りによる安全確保への支援を行う。

事業者でできること

- ①1 関係機関として、子育て支援への取組を図る。
- ①2 子育てと仕事を両立しやすい環境を整備する。
- ②1 保護者のニーズにあった保育を実施する。
- ②2 保育士の資質・能力の向上を図る。

行政の4年間の主な取組

- ①1 保育所と地域のふれあい事業へのボランティア参加の啓発や情報提供など、保育所と地域との積極的な交流を実施します。(こども課)
- ①2 学童保育児童の安全確保や地域行事参加への協力を得るため、地域住民への学童保育制度の周知を図ります。(こども課)
- ①3 保育所に入所している子どもの就学に向けて、幼稚園・学校との積極的な連携を図ります。(こども課)
- ①4 保育士・学童保育指導員の資質の向上を図るための研修を実施します。(こども課)
- ②1 適正な保育サービスが提供されるよう保育事業者に対して指導・支援を行います。(こども課)
- ②2 より円滑な学童保育運営を図るために、保護者・学校との連携を図ります。(こども課)
- ②3 多様化する保育ニーズに対応するとともに、就学前教育の充実を図るために、幼保一体化の検討を進めるための検討を進めます。(こども課)
- ②4 保護者のニーズに合わせた延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育を実施するとともに、更なる保育サービスの充実に向けての検討を行います。(こども課)
- ②5 学童保育の適正規模を維持するとともに、安全かつ衛生的で快適な保育環境の確保を図ります。(こども課)
- ②6 増加する保育事業に対応するため、保育所整備を行います。(こども課)

※1 学童保育:共働き家庭など保護者が昼間家庭にいない小学生(1年生~6年生)に対して、放課後の生活の場を提供する保育(施設)のこと。

小分野 2-(1)-③

子育て支援 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 地域や社会が保護者に寄り添い、親の成長を支援することにより、子どものより良い育ちを実現している。
- ② 家庭、学校、地域、関係機関が連携し、子どもと子育ての環境を守ることにより、子育て家庭が安全に安心して暮らしている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 近隣同士がお互いに関心を持ち合う。
- ②1 市の子育て支援や様々な行事に関心を持ち、積極的に活用、参加する。
- ②2 父親も育児に参加する。

市民2人以上でできること

- ①1 ボランティア養成講座等修了者が、市の開催する行事に積極的に関与する。
- ①2 地域の中で、気軽に相談できる人材を育成する。
- ②1 子育て家庭の孤立を防ぐため、民生・児童委員等による地域子育て支援ネットワークの充実を図る。
- ②2 放課後、子どもが地域の学校で遊んだり活動したりするためのサポートを行う。

事業者でできること

- ②1 従業員のワークライフバランス※1を考え、育児休暇等の取得の促進等、子育てしやすい環境づくりに努める。
- ②2 出産や育児のために退職した女性を積極的に再雇用する。
- ②3 様々な分野・地域で子育てを応援する「なら子育て応援団※2」へ、積極的に参加する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 子育てサークルへの支援を充実します。(こども課)
- ①2 ファミリー・サポート事業※3における援助会員など、地域における子育て支援に関わる人材の確保に努めます。(こども課)
- ①3 子育てに関する相談や情報提供を行います。(健康課)
- ①4 ボランティア養成講座や子育て支援に関する研修会など、誰もが子育てに興味を持ち、参加できるような機会を拡大します。(こども課・健康課)
- ①5 (仮称)子育て支援総合センターを整備し、ひろば事業、地域子育て支援拠点事業及びファミリーサポート事業等を一体的に提供することで、子育て支援体制の充実を図ります。(こども課)
- ②1 ワークライフバランスの実現を図るために、保育サービスの充実等、多様な働き方への支援を行います。(こども課)
- ②2 子育てや家庭で心配なことなどの相談事業を実施するとともに、子育てに悩む人のメンタルケアができる人材の確保に努めます。(こども課)
- ②3 育児教室など各種教室を行い、相談・交流の場を充実します。(健康課)
- ②4 事業・施設の内容、利用の仕方、実施主体などが明記されたパンフレットを作成し、啓発に努めます。(こども課)
- ②5 関係機関との連携を深めて、児童虐待の防止の啓発・発生予防・早期発見に努めます。(こども課)
- ②6 ひとり親家庭の生活の安定を図るため、経済的な支援を行うとともに、自立支援を促進します。(こども課)
- ②7 子育て世代のニーズ調査を行い、ニーズに即したサービスの提供を図る。(こども課)

※1 ワークライフバランス:「仕事と生活の調和」と訳され、人生の各段階において、「仕事」と「仕事以外の生活」(子育てや親の介護、自己啓発、地域活動など)との調和がとれている状態を指す。

※2 なら子育て応援団:奈良県が実施する子育て支援の取組の一つで、子育てを応援する企業・店舗・NPO を募集し、「なら子育て応援団」に登録し、子育て家庭に様々なサービスを提供するとともに、その活動を広報・支援することにより、地域における子育て支援の輪を広げる県民運動を展開。

※3 ファミリー・サポート事業:育児を応援してほしい人と、育児の応援をしたい人がお互いに助け合いながら、保育施設への送迎や保護者の一時的・短時間の外出時に子どもを預かるなどの援助活動事業のこと。

小分野 2-(2)-①

幼稚園教育

基本計画

4年後のまち

- ① 幼稚園、保育園、学校、家庭及び地域の連携のもと、幼児一人ひとりの発達の特性を活かした就学前教育^{※1}が進んでいる。
- ② 幼児たちがのびのびと学び育つ安全・安心な環境が整えられている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 幼稚園教育に対して関心をもつ。
- ①2 保護者は、自らの役割を自覚し、よりよい家庭教育を進める。
- ①3 幼稚園教育に対して、アンケート調査などで保護者が意見を述べるとともに、園運営に協力する。

市民2人以上でできること

- ①1 スクールボランティア^{※2}活動等に参加する。

事業者でできること

- ①1 体験学習など学習の機会・場の提供を行う。
- ①2 専門的な知識の情報提供を行う。
- ①3 幼稚園教育に対して、事業者が関心をもつ。

行政の4年間の主な取組

- ①1 就学前教育の充実を図るため、幼稚園と保育園、学校との連携を図ります。また、国の動向や地域の状況等を踏まえ、こども園の開設に向けた取組を行います。(教育指導課・教育総務課)
- ①2 幼稚園・保育園の人事交流を実施し、就学前教育の交流を図ります。(教育指導課)
- ①3 私立幼稚園、保育園との連携を深め、最新の知見を踏まえた教員研修等を合同で実施します。(教育指導課)
- ①4 幼稚園・小学校・中学校・保育園の意見交換を積極的に行います。(教育指導課)
- ①5 家庭教育学級を充実し、保護者へ子育てに関する情報提供を行います。(教育指導課)
- ①6 アンケート調査など保護者や市民の意見を把握し、ニーズに合った就学前教育を実施します。(教育指導課)
- ①7 学校評議員会^{※3}等を充実するとともに、学校関係者評価を実施し、自己評価の結果を公表します。(教育指導課)
- ①8 スクールボランティアが活動できる範囲を拡大します。(教育総務課)
- ②1 幼児の安全を確保するため、園舎の耐震化を進めるとともに、施設の安全点検を強化し、改善が必要な場合は早急に改修します。(教育総務課)
- ②2 就学前教育の取組を分かりやすく公表します。(教育指導課)

※1 就学前教育：小学校に入る(就学)前の子どもを対象にした教育。幼稚園や保育園での教育などがこれにあたる。

※2 スクールボランティア：地域の方々が培ってこられた経験や技術、知恵や工夫を活かして、子どもたちがよりよい学習環境の中で安心して校園生活を送れるようにする取組。活動内容は「登校時の安全指導」、「校庭の花壇整備」、「読み聞かせ」など様々。

※3 学校評議員会：校長が学校運営にあたり、保護者や地域住民の意見を聞くことを通じて、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくことを目的とした、地域住民の学校運営への参画の仕組み。

小分野 2-(2)-②

学校教育 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境が整えられている。
- ② 子どもの個性や自己有用感^{※1}、自他の生命を尊重する意識をはぐくみ、心の教育が充実している。
- ③ 市民・地域・事業者・行政が連携して、開かれた学校づくりが進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 保護者は自らの役割と責任を自覚し、児童生徒へよりよい家庭教育を進める。
- ① 2 保護者は、授業参観や懇談会その他学校行事や外部人材活用に積極的に参加する。
- ① 3 児童生徒の登下校の時間に合わせた道路掃除、散歩、買い物等による子どもたちの見守り活動を行う。
- ① 4 アンケート等で意見を述べ、学校運営に参画する。
- ① 5 保護者は家庭で食育^{※2}を実践するとともに、学校給食に関しても関心をもつ。

市民2人以上でできること

- ③ 1 地域で子どもの成長に関心を持ち、必要に応じて学校を支援する。
- ③ 2 スクールボランティア^{※3}活動等に参加する。
- ③ 3 子どもたちの安全や非行に対して、社会全体で見守り活動を行う。

事業者でできること

- ① 1 地元産などの安全な食材を用いておいしい学校給食を提供する。
- ② 1 児童生徒のキャリア教育の機会と場を提供する。
- ③ 1 地域ぐるみの健全育成に協力し、登下校中の児童生徒の見守りを行う。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 児童生徒一人ひとりの確かな学力の育成のため、個に応じた指導が行えるよう、市独自の少人数学級編制の対象学年の拡大の検討、学びのサポーターの拡充など、多様な教育活動を展開します。(教育指導課)
- ① 2 「体力向上推進プラン」に基づき、授業や行事を工夫し児童生徒の体力向上を進めます。(教育指導課)
- ① 3 安全・安心な教育環境を整備するため、学校施設の安全点検を強化し、改善が必要な場合は早急に改修します。(教育総務課)
- ① 4 保護者への子育てに関する情報を提供し、相談体制を充実します。(教育指導課)
- ① 5 スクールアドバイザーを活用し、課題改善に取り組みます。(教育指導課)
- ① 6 食育を推進します。(教育指導課)
- ① 7 学校給食を通じて、正しい栄養や食事のとり方などについて知識啓発を行います。(学校給食センター)
- ① 8 学校給食センターの更新に向けて、運営方法、施設設備及びアレルギー対応などについて検討を進めます。(学校給食センター)
- ① 9 鹿ノ台中学校のゼロエネルギー化を目指しエコ改修を行います。(教育総務課)
- ① 10 全小学校のトイレを洋式化するなどの改修をし、使いやすく、きれいで、明るいものにします。(教育総務課)
- ① 11 建物の長寿命化を考慮した老朽化対策を行います。(教育総務課)
- ② 1 教職員の資質や能力の向上を図り、子どもたちの個性や自己有用感、自他の生命を尊重する意識を伸ばす特色ある教育を行います。(教育指導課)
- ② 2 朝の読書活動や学校図書館の整備・充実を図り、児童生徒の感性を高め、豊かな人間性を涵養します。(教育指導課)
- ② 3 小学校3年生から外国語活動に取り組みます。(教育指導課)
- ② 4 適応指導教室の運営により、不登校児童・生徒の学校生活への復帰を支援するためのカウンセリング、教科指導、集団生活への適応指導等を計画的に実施します。(教育指導課)
- ③ 1 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業^{※4}を通じて小・中学校を支援する取組を行います。(教育指導課)
- ③ 2 スクールボランティアなど地域の教育力を活用した取組を充実します。(教育総務課・教育指導課)
- ③ 3 ホームページ等を通して学校運営や児童生徒の様子を公表します。(教育指導課)
- ③ 4 学校評価を進めていくために、学校評価シートを効果的に活用します。(教育指導課)
- ③ 5 地域や保護者と連携し、生駒北小中学校において小中一貫教育を推進します。(教育総務課・教育指導課)

※1 自己有用感: 自分は役に立っている、自分は必要な人間であるなど、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。

※2 食育: 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につける教育のこと。

※3 スクールボランティア: 小分野 2-(2)-①参照

※4 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業: 児童生徒の健全な成長を図るため、学校・家庭・地域の関係機関が一丸となって安全指導や安全活動などを行う取組。

小分野 2-(2)-③

特別支援教育

基本計画

4年後のまち

- ① 教育支援体制の充実により一人ひとりの発達段階に応じた教育が行われている。
- ② 読み書きやコミュニケーション等で困っている幼児・児童・保護者に通級指導^{※1}等を実施し、通級者の社会適応能力が高まっている。
- ③ 特別な支援を要する幼児・児童・生徒の保護者に対して、専門的な相談員等による教育相談が行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 特別支援教育を理解し、その教育に協力する。
- ①2 特別支援教育支援員募集に対して積極的に応募する。
- ②1 作品展やバザーに参加し、特別支援教育に理解を示す。

市民2人以上でできること

- ①1 特別支援教育を理解し、その教育に協力する。
- ①2 障がい児・者の支援にボランティア等で積極的に関わる。
- ②1 障がいのある児童生徒が参加しやすい地域行事等を計画・実施する。

事業者でできること

- ①1 特別支援教育を理解し、協力する。
- ②1 障がい者の就労を推進する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 特別支援教育コーディネーター^{※2}の養成、資質向上に向け、市独自の研修に努めます。(教育指導課)
- ①2 特別支援教育支援員の募集を市の広報紙及びホームページを通じて行い、市民から採用します。(教育指導課)
- ①3 特別支援教育支援員を適切に配置します。(教育指導課)
- ①4 特別支援教育に関わる教員の資質・能力の向上・啓発を図ります。(教育指導課)
- ②1 幼児・児童・生徒が主体的に取り組めるような指導・支援内容を工夫・検討するとともに、情報提供を行います。(教育指導課)
- ②2 スクールボランティア^{※3}を募集し、特別に支援が必要な児童生徒の学習補助を行います。(教育総務課)
- ③1 教育相談に応じるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援施設の教育相談員を適切に配置し、活用します。(教育指導課)
- ③2 特別支援教育相談事業についての専門相談員の充実を図ります。(教育指導課)

※1 通級指導:小中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいがある児童生徒に対し、各教科等の指導は通常の学級で行い、個々の障がいに応じた特別指導(自立活動・各教科の補充指導)を通級指導教室で行う教育形態。

※2 特別支援教育コーディネーター:LD・ADHD・高機能自閉症等を含め、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するため、校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整の役割を担う者。

※3 スクールボランティア:小分野 2-(2)-①参照

小分野 2-(3)-①

生涯学習

基本計画

4年後のまち

- ① **だれでも自由に学習できる環境が整備され、生きがいや楽しみを感じている市民が増えている。**
- ② **生涯学習の成果が地域社会に還元される機会が増えている。**

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 生涯学習の必要性和目的を理解し、積極的に生涯学習活動を行う。
- ②1 生涯学習を通じたまちづくりに、ボランティアやコーディネーターとして積極的に参加する。
- ②2 人材バンクへの登録、活用や学習した知識や経験、技能等を社会還元する。

市民2人以上でできること

- ②1 学習成果を地域社会に還元する。
- ②2 生涯学習ボランティアやコーディネーターとして、地域の生涯学習推進に寄与する。

事業者でできること

- ①1 施設の開放など、生涯学習活動を支援する。
- ①2 行政、生涯学習関連団体、NPO等と協働し、市民に対し公開講座などで専門的な知識、技術を提供する。

[指定管理者]

- ②1 市民の成果発表会等の活動を支援する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 気軽に学習活動が楽しめる工夫やノウハウ等の情報を提供する。(生涯学習課)
- ①2 いこま寿大学^{※1}を充実するとともに、OB会の活動を支援します。(生涯学習課)
- ①3 市民ニーズの把握に努め、指定管理者のモニタリング等から得られる市民ニーズを把握し、利用者にとって利便性の高い生涯学習施設の管理を行います。(施設管理課)
- ①4 現在図書館を活用していない方々も利用しやすい多様な図書館サービスの拡充を図ります。(図書館)
- ①5 子どもの健やかな成長の糧となるように子どもの読書活動を推進します。(図書館)
- ②1 市民の学習成果を還元する学習会の開催を継続して支援します。(生涯学習課)
- ②2 生涯学習まちづくり人材バンクを充実し、活用を推進します。(生涯学習課)
- ②3 学校やボランティア団体等との連携を一層推進します。(生涯学習課)
- ②4 市民との連携や協働のもと図書館サービスを進めていきます。(図書館)

※1 いこま寿大学：一般教養学習、クラブ学習を通して教養を高め、生きがいを探求して、地域の生涯学習推進者を養成するために開設する、62歳以上の人を対象とした4年制の学校。

小分野 2-(3)-②

青少年

基本計画

4年後のまち

- ① 地域、学校、家庭の連携のもと、青少年が「生きる力」と「心豊かな人間性」を身につけ、健やかに成長している。
- ② 子どもたちが安全・安心に遊べて、地域の人たちと交流する場が整えられている。
- ③ 地域社会の中でリーダーとして積極的に活動できる青少年の育成が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 地域で子どもを育てようという意識を持つ。
- ①2 家庭環境を整える。
- ②1 持っている能力を活かして、地域の青少年との交流、その活動の支援・協力をを行う。

市民2人以上でできること

- ①1 地域で行っている青少年健全育成活動に参加・協力する。
- ①2 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会の活動に参加・協力する。
- ②1 子ども会が活動できる場や機会を提供する。
- ②2 子ども会組織を充実させる。
- ②3 家庭・学校との連携を強化し、青少年の非行防止活動に取り組む。

事業者でできること

- ①1 職業体験・見学等の場を提供する。
- ②1 青少年の活動に対して支援、協力する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 青少年健全育成に関する情報提供や啓発活動の支援を行います。(生涯学習課)
- ①2 青少年の教育のため、地域、学校、家庭が連携できる環境づくりや取組の支援を行います。(生涯学習課)
- ①3 市民等が持つ能力を子育てに活かす体制づくりと活動の機会を提供します。(生涯学習課)
- ①4 青少年に関する相談体制・環境の充実を図ります。(教育指導課)
- ①5 ひきこもりや就労等に関する相談窓口を充実し、若者の自立のための支援を推進します。(生涯学習課)
- ①6 指定管理者等と連携して、野外活動等の集団生活を通して自立心や協調性を育み、青少年の健全育成を図る。(生涯学習課)
- ②1 健全育成パトロールなど、地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会が活動できる環境の整備・取組を推進します。(教育指導課)
- ②2 青少年が健全に成長できるように、有害環境の浄化など社会環境を改善・整備します。(生涯学習課)
- ②3 子どもたちが地域の中で、安全に安心して遊び、大人たちと交流できる場・機会を提供します。(生涯学習課)
- ②4 街頭巡回指導による青少年非行の早期発見など、非行防止活動を強化します。(生涯学習課)
- ②5 青少年健全育成団体が活動できる環境の整備・支援を行います。(生涯学習課)
- ③1 青少年リーダー・地域リーダーの積極的な養成を行います。(生涯学習課)
- ③2 地域のリーダーとして育てている青少年の活動の支援を強化します。(生涯学習課)

小分野 2-(4)-①

文化活動

基本計画

4年後のまち

- ① 文化活動に活発に参加する市民が増え、豊かな感性が育っている。
- ② 市民と行政が協働し、生駒らしい魅力ある文化の創造が進んでいる。
- ③ 生涯学習施設で様々な文化・芸術に触れ合える機会が増えている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 文化や芸術に関心を持つ。
- ①2 積極的に自己能力、学習成果を社会還元する。
- ③1 様々な講座やイベントなどに積極的に参加する。

市民2人以上でできること

- ②1 ボランティア意識を高め、行政と協働し、文化活動の活性化、推進を図る。
- ②2 質の高い文化・芸術活動に努める。

事業者でできること

- ①1 文化活動の推進や芸術・文化活動の機会を提供する。
 - ①2 地域での多様な文化活動を支援する。
 - ③1 文化活動のスペースの提供等、市民の文化活動に協力する。
- [指定管理者]
- ③2 生涯学習施設についてモニタリングを行い、利用ニーズを把握する。
 - ③3 利用ニーズに応じた各種文化事業を開催する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 生涯学習まちづくり人材バンク登録者のPRを行います。(生涯学習課)
- ①2 市民の文化活動の成果を発表する機会や場を充実します。(生涯学習課)
- ①3 グループ・団体間の交流の場の提供や、自主運営に向けた取組を支援します。(生涯学習課)
- ②1 市民団体やNPOなどが実施する文化芸術の普及と市民文化の向上に寄与する事業を支援します。(生涯学習課)
- ②2 市民が主体となって開催する質の高い文化・芸術活動を支援します。(生涯学習課)
- ③1 文化事業に対するモニタリング等により市民ニーズを把握し、生涯学習施設指定管理者による質の高い文化芸術事業が推進されるよう指導評価します。(生涯学習課)
- ③2 生涯学習施設指定管理者と連携して、各種文化事業のPRを行います。(生涯学習課)

小分野 2-(4)-②

歴史・伝統文化

基本計画

4年後のまち

- ① 住んでいる地域・地区に愛着を持つ市民が増えている。
- ② 市民が生駒市の歴史文化に興味を持ち、文化の担い手となっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 積極的に郷土学習事業・郷土学習ボランティアに参加し、活動を拡充する。
- ①2 自分の住んでいる地域の歴史、伝統文化を知り、尊重する。
- ②1 郷土愛への自己意識を高め、地域の歴史や伝統文化の保存継承に取り組み、担い手となる。

市民2人以上でできること

- ①1 郷土愛を育むPRや住民間での啓発を行う。
- ②1 地域の歴史や伝統行事を保存・継承し、振興する。

事業者でできること

- ①1 生駒の歴史や文化、資源を活かした事業、商品化の実現や店舗などを紹介するマップを作成する。
- ②1 効果的な歴史・伝統文化の保存・活用に積極的に寄与する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 生駒ふるさとミュージアムの新設、ホームページ・冊子の刊行などの情報発信を通して、市の歴史と伝統文化の活用を推進し、世代を超えて郷土愛が育まれるよう取り組みます。(生涯学習課)
- ②1 生駒の歴史・伝統文化に関し、市のホームページや冊子等で情報提供します。(生涯学習課)
- ②2 地域の歴史、伝統文化の保存・継承について参画できるシステムを生駒ふるさとミュージアム指定管理者と連携して創出します。(生涯学習課)
- ②3 地域の歴史、伝統文化についての市民の参画・提案に対する支援を行います。(生涯学習課)
- ②4 市内にある有形・無形の文化財の保存と活用を進めます。(生涯学習課)
- ②5 市民の郷土学習の拠点として、生駒ふるさとミュージアム指定管理者が市民ニーズの把握に努め、円滑な運営を図るよう、評価・指導に努めます。(生涯学習課)

小分野 2-(4)-③

スポーツ・レクリエーション

基本計画

4年後のまち

- ① 体力や年齢に関わらず、技術、興味、目的に応じて、生涯スポーツに親しむ市民が増えている。
- ② 子どもの体力・運動能力が向上している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 積極的にスポーツイベントなどに参加する。
- ①2 スポーツサークルへの積極的な参加や、定期的な運動の機会をつくる。

市民2人以上でできること

- ①1 スポーツ等を始めるにあたって、地域におけるスポーツ推進委員に相談する。
- ①2 地域スポーツの推進と団体相互の交流活動を行う。

事業者でできること

- ①1 民間スポーツクラブなどのノウハウを活かして、地域に根ざしたスポーツ活動を推進する。
- ①2 専門家による地域へのスポーツ指導や交流を行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民や事業者のスポーツ・レクリエーション活動の現状等を把握し、興味や関心を持てる活動を見つけられる機会を設けます。(スポーツ振興課)
- ①2 スポーツの楽しさを知るためのきっかけとなるようなイベントを開催します。(スポーツ振興課)
- ①3 市民、事業者などが必要とする情報を、より簡単な方法で入手できるようなシステムを構築します。(スポーツ振興課)
- ①4 地域でスポーツ・レクリエーション活動が活発に行われるような組織づくり、環境づくりを行います。(スポーツ振興課)
- ①5 それぞれのニーズに対応した質の高いスポーツ指導者の育成や発掘を行います。(スポーツ振興課)
- ①6 総合型地域スポーツクラブ^{※1}の推進に向けての啓発活動を行います。(スポーツ振興課)
- ①7 市民のスポーツ活動への参加を促進するため、総合型地域スポーツクラブの設立等への支援を行います。(スポーツ振興課)
- ①8 子どもから高齢者までが週1回以上、スポーツや運動に親んでもらうため、市独自のニュースポーツを1競技以上設置する。(スポーツ振興課)
- ①9 スポーツ施設のバリアフリー^{※2}化など市民がスポーツをしやすい環境づくりを進めます。(スポーツ振興課)
- ①10 サンヨースポーツセンターを購入し、市立の総合スポーツ施設として整備するとともに、生涯スポーツ活動の拠点施設として広く市民に開放します。(スポーツ振興課)
- ②1 子どもの体力向上を目指すため、子どもを対象としたスポーツをするきっかけとなるような事業の充実を図ります。(スポーツ振興課)

※1 総合型地域スポーツクラブ: 地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。人々が、身近な地域でスポーツに親しむことを目的に、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴を持つ。

※2 バリアフリー(化): 高齢者や障がい者などが社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを取り除くこと。元々は建物内の段差の解消など、物理的障壁の除去という意味合いで用いられていたが、高齢者や障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的などすべての障壁を取り除くという広い意味でも用いられる。

小分野 3-(1)-①

土地利用

基本計画

4年後のまち

- ① 適切な土地の有効利用により、良好な都市環境の形成と秩序あるまちづくりが進んでいる。
- ② 市民主体の地域・地区レベルのまちづくりが推進されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 法令などを遵守し、土地を有効に活用する。
- ①2 土地利用を行う場合、自然環境や地域全体の利益などにも配慮する。
- ②1 もっと生駒が好きになる！～生駒市まちづくりガイドブック～を読む。
- ②2 まちづくりに関心をもち、無理なく出来ることからまちづくり活動をはじめる。

市民2人以上でできること

- ①1 自然環境や地域全体の利益などに配慮しながら、周辺環境の利便性の向上を目指した土地利用を行う。
- ②1 地域のまちなり方について考え、主体的にまちづくり活動を行っていく。

事業者でできること

- ①1 法令などを遵守し、土地を有効に活用する。
- ①2 自然環境や地域全体の利益などに配慮しながら、周辺環境の利便性の向上を目指した土地利用を行う。
- ①3 周辺住民との合意形成を図った開発等を行う。
- ①4 低炭素型都市・高齢者に対応した都市構造の実現を目指した事業展開を行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 社会・経済情勢やまちづくりに関する施策等が大きく変化した場合には、必要に応じ都市計画マスタープランの見直し検討を行う。(都市計画課)
- ①2 都市計画マスタープランに基づき、計画的で地域の特性に応じたまちづくりを推進します。(都市計画課)
- ①3 地域住民等による地域の特性に即したまちづくりの提案については、都市計画の見直しを検討します。(都市計画課)
- ①4 安全で安心なまちづくりを進め、住宅都市としての活力を維持しつつ、新たな発展の可能性を考慮した柔軟な土地利用を図ります。(都市計画課・建築課)
- ①5 市街化区域内の合理的な土地利用を推進します。(都市計画課)
- ①6 将来の人口配置や産業等の集積動向を考慮した市街化区域^{※1}や市街化調整区域^{※2}、地域地区の指定により、持続可能な都市を目指すための土地利用の推進や都市機能の配置を行います。(都市計画課)
- ①7 開発等に対して法令等に基づき、自然環境に配慮した適正な誘導・指導を行います。(建築課)
- ①8 開発行為にかかる指導のルールのあり方について検討します。(建築課)
- ①9 都市の低炭素化の促進に関する法律^{※3}に基づき、地球環境に配慮したコンパクトなまちづくりに向けた取り組みを推進します。(都市計画課・建築課)
- ②1 地区の特性に応じた街並み形成や、優れた居住環境を保全するための地区計画^{※4}の導入を支援します。(都市計画課)
- ②2 地域のまちづくりに対するビジョンの明確化を図るため、支援組織の設置等を行います。(都市計画課)

※1 市街化区域:既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

※2 市街化調整区域:市街化を抑制すべき区域。

※3 都市の低炭素化の促進に関する法律:略称「エコまち法」といい、都市におけるCO₂排出量を減らして低炭素都市を実現することを目的として制定。コンパクトなまちづくりを促進する。

※4 地区計画:それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要なことながら市町村が定める制度。住民などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定める。

小分野 3-(1)-②

住宅環境

基本計画

4年後のまち

- ① 災害に強い住宅の建築が進み、市民が安心して生活している。
- ② 高齢者や障がい者など住生活に対する弱者が、安心して楽しく暮らせる住宅環境の整備が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 災害に強い住宅についての情報収集を行う。
- ①2 適法で災害に強い耐震住宅の建築及び改修を行う。
- ②1 将来を見据えてバリアフリー^{※1}化を行う。

市民2人以上でできること

- ①1 地域において災害に強い住宅についての情報交換の機会を持つとともに、行政担当部局、関係事業者とコミュニケーションをとる。
- ②1 地域のまちのあり方について考え、主体的にまちづくり活動を行っていく。

事業者でできること

- ①1 住宅に関する専門知識や生活情報を提供する。
- ①2 法に基づき適正に申請し、適法な建築物を建てる。
- ①3 新エネルギーや新技術の活用などにより、災害に強い住宅を供給する。
- ②1 バリアフリー化された住宅を供給する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 生駒市耐震改修促進計画に基づき、計画的・総合的に建築物の耐震化を推進します。(建築課)
- ①2 既存住宅や特殊建築物の耐震診断・改修補助事業の継続を図ります。(建築課)
- ①3 市民が安心して暮らせるよう、建築物に関する手続き等の周知を図るとともに、違反建築物に対して継続的な是正指導を行います。(建築課)
- ①4 法律の改正や県の制度なども含めて市民や事業者等の建築に関する知識を高めるため、リーフレットやホームページを活用して情報提供を行います。(建築課)
- ①5 設計者等と行政が法改正への対応について協議できる場を設けます。(建築課)
- ①6 事業者により構成されたNPO法人等による耐震化に関するセミナー・相談会を支援し、耐震化促進事業の推進を図る。(建築課)
- ②1 耐震改修やリフォーム、バリアフリー化に関することなどの一般的な相談や、建築物に関する専門的な相談ができる窓口を継続して実施します。(建築課)
- ②2 市営住宅の適切な維持管理により、建築物の長寿命化と良好な住宅環境を維持するとともに、高齢者等に配慮した居住空間のバリアフリー化に努めます。(施設整備課)
- ②3 地域のまちのあり方について考え、主体的にまちづくり活動を行っていく地域を支援します。(建築課・都市計画課)

※1 バリアフリー(化):小分野 2-(4)-③参照

小分野 3-(1)-③

拠点整備

基本計画

4年後のまち

- ① 広域的なにぎわいと風格のある、生駒の個性や魅力あふれる都市拠点の形成が進んでいる。
- ② 地域の顔となり身近な生活や交流を支援する機能が集約された地域拠点の形成が進んでいる。
- ③ 学研高山地区第2工区でリニア中央新幹線新駅を中心とした新たなまちづくりの実現に向けた取り組みが進められている。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民アンケートやタウンミーティングなどにより、市民の意見を聞きながらまちづくりを進めます。(都市整備部)
- ①2 まちづくりに関し、本市の取組や情報を積極的に公表します。(都市整備部)
- ①3 民間開発と連携し、ゆとりある公共空間の確保や、地域の「顔」となる拠点整備を図ります。(都市整備部)
- ①4 多様で魅力ある都市機能の集積と、まちなか居住の推進、そして、地区計画や景観法等を活用し、魅力あるまちなみの形成と、歩きたくなる環境の充実を図ります。(都市整備部)
- ②1 市民がまちづくりに参加できる機会を設けます。(都市整備部)
- ②2 地域拠点の形成に向けて、近鉄けいはんな線各駅周辺地域及び南生駒駅周辺地域の特性を活かした適切な土地利用を促進します。(都市整備部)
- ②3 学研北生駒駅周辺地域の良好なまちづくりを進めるため、まちづくり構想を定め、構想に基づき、土地利用や道路等のインフラ^{*1}整備の方針を定めます。(都市整備部・建設部)
- ③1 リニア中央新幹線新駅を中心としたまちづくりの実現に向けた取り組みを、関係機関と連携して進めます。(地域整備課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 市民アンケートやタウンミーティングで意見を述べる。
- ①2 良好な市街地景観の形成に関し、理解を深めるとともに景観の形成に向けた活動に積極的に参加する。
- ③1 リニア中央新幹線新駅の誘致について関心をもつ。

市民2人以上でできること

- ①1 人が集まるイベントや事業を企画する。
- ②1 主体的にまちづくりに取り組む。

事業者でできること

- ①1 人が集まりたくなる良好なまちづくりを主体的に進める。
- ①2 望ましい屋外広告物、建物の色彩やデザインの統一に配慮する。
- ①3 良好な市街地景観の形成に関し、理解を深めるとともに景観の形成に向けた活動に積極的に参加する。
- ③1 リニア中央新幹線新駅について関心をもち、新駅誘致活動に協力する。

※1 インフラ: インフラストラクチャーの略語で、道路や上下水道、公園など生活や産業などに必要な基盤として整備される施設のこと。

小分野 3-(2)-①

道路

基本計画

4年後のまち

- ① 安心して安全な暮らしを支えるみちづくりが進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 道路整備事業に対する理解を深める。
- ① 2 近隣住民及び地権者は生活道路の整備について理解し、境界確定など積極的に協力する。
- ① 3 道路（歩道を含む）に隣接する個人地の生垣の管理や除草作業等を適切に行うとともに、周辺道路の清掃・除草活動を主体的に行う。
- ① 4 歩道上に自転車や不要なものを放置しない等、その適正な使用を心がける。

市民2人以上でできること

- ① 1 道路整備に協力し、道路の適切な利用を促進する。
- ① 2 道路の損傷状況等を市に情報提供する。

事業者でできること

- ① 1 民間事業者・ライフライン管理者の協働により、適切な施工管理等を図る。
- ① 2 市民・行政との協働により道路を整備する。
- ① 3 過積載等の防止により、道路の保全に協力する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 幹線道路ネットワークの強化のため、清滝生駒道路（国道163号バイパス）や枚方大和郡山線、国道168号線などの広域幹線道路の整備を、関係機関とともに推進します。（事業計画課）
- ① 2 狭隘な道路については地元からの整備要望に基づき、地権者の協力を得ながら、計画的、効率的に道路拡幅や道路整備を進めるとともに、歩行空間の整備にも努めます。（土木課）
- ① 3 主要な交通拠点へのアクセス道路の整備や機能向上に努めます。（土木課）
- ① 4 被災時において第三者被害が想定される道路施設（道路ストック※1）の点検を行い、安心・安全な道路ネットワークの構築に努めます。橋梁については、橋梁長寿命化計画とあわせて、計画的な予防保全を行います。（土木課・管理課・事業計画課・環境政策課）
- ① 5 公共事業の効率化、道路管理の適正化等を図るため、地籍調査を計画的に進めます。（管理課）
- ① 6 都市計画道路見直し案に基づき、存続する路線の事業計画について地元住民と合意形成を図りつつ検討するとともに、学研北生駒駅周辺のまちづくりに合わせ、関連する都市計画道路の見直しを進めます。（事業計画課）
- ① 7 歩行者の空間を確保できる手法を検討し、歩行者にとって安全・安心な道路づくりを行います。（事業計画課）

※1 道路ストック：橋梁、法面・擁壁、道路舗装、横断歩道橋等（ペDESTリアンデッキ含む）、街路灯、案内標識等、防護柵類など

小分野 3-(2)-②

公共交通

基本計画

4年後のまち

- ① 誰もが円滑に移動できる機能的な公共交通網の整備が進んでいる。
- ② マイカーで出かける割合が減り、公共交通を利用する市民の割合が高くなっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 バス運行に配慮した自動車の運転をする。
- ①2 路上・歩道・空き地などに駐車・駐輪をしない。
- ②1 鉄道やバスなど公共交通機関を利用する。
- ②2 鉄道駅までの移動手段を徒歩・自転車・バスなどにする。
- ②3 駅周辺のマイカー乗り入れを自粛する。

市民2人以上でできること

- ①1 ボランティアによる路上等への駐輪防止の指導を行う。
- ①2 公共交通の改善に向けて要望するとともに、地域で誘い合って利用する。

事業者でできること

- ①1 搬送車等を路上や歩道へ駐車しない。
- ①2 バス路線・鉄道路線の充実や維持を図る。
- ①3 公共交通機関の相互の連携により、乗り継ぎ時間などの短縮を図る。
- ①4 バス停や駅舎、車内等のバリアフリー※1化を進める。
- ②1 公共交通機関を利用するよう来客者へ周知・啓発する。
- ②2 公共交通機関を積極的に利用するよう心掛ける。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民や交通事業者、行政などで構成する地域公共交通活性化協議会において、運行中のコミュニティバスの利用状況などから効果的な公共交通施策を検討します。(企画政策課)
- ①2 バス路線及び鉄道路線の充実・維持について関係機関に要請します。(生活安全課)
- ①3 鉄道利用者の利便性の向上のため、駅周辺の乗降車場・駐車場・駐輪場の整備を関係機関とともにを行います。(生活安全課)
- ①4 迷惑駐輪の防止のための啓発推進及びそれを行うボランティアへの支援を行います。(生活安全課)
- ①5 違法駐車解消のため、交通指導員の充実など指導の強化を図ります。(生活安全課)
- ②1 公共交通機関の利用促進に向けて周知・啓発を行うとともに、市民同士が誘い合って利用する環境を育成します。(生活安全課・環境政策課・経済振興課)

※1 バリアフリー(化):小分野 2-(4)-③参照

小分野 3-(3)-①

3R^{※1}(リデュース・リユース・リサイクル) 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の意識が、市民や事業者に浸透している。
- ② ごみ排出のルールが守られ、資源化による燃やすごみの減量化が一層進んでいる。

行政の4年間の主な取組

- ① 資源ごみのリサイクル方法やごみ減量効果を広報紙等で分かりやすく周知します。(環境事業課)
- ② 市民一人ひとりのごみ減量化やリサイクルなどについての意識を高めるため、学校等での環境教育の充実を図ります。(環境事業課)
- ③ 資源ごみの適正な分別、回収するシステムの整備を推進し、リサイクル拠点の整備を図ります。(環境事業課)
- ④ ごみ減量・発生抑制に関する啓発活動や情報提供を行います。(環境事業課)
- ⑤ ごみ減量・発生抑制に関する市民活動を行いやすい環境の整備、活動支援を行います。(環境事業課)
- ⑥ 事業者が積極的に行うごみ減量・発生抑制の取組(事業等)を支援します。(環境事業課)
- ① 環境負荷の低い、柔軟で効率的なごみ収集処理システムの構築を図ります。(環境事業課)
- ② 環境フェスティバルなどのイベントやどこでも講座などを通じて、ごみの適正な処理についての啓発・指導を行います。(環境事業課)
- ③ ごみの半減を目指し、家庭系ごみへの有料制を導入します。(環境事業課)
- ④ 清掃リレーセンター及び清掃センターの処理能力の維持・向上を図りながら、施設の適正な管理・運営に努めます。(環境事業課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 物はやがてゴミになることを意識して、買物行動をする。
- ② マイバッグを持参して買い物をし、レジ袋の排出抑制に努める。
- ② 1 場所・時間など決められたごみ出しのルールを守り、分別に取り組む。

市民2人以上でできること

- ① 1 ごみ減量及び陶磁器や資源ごみの回収などのリユース・リサイクルについての自主的な活動を行う。
- ② 1 市民団体等が自らごみの分別を徹底する。

事業者でできること

- ① 1 再生資源を用いた商品やリサイクルしやすい商品の開発を行う。
- ① 2 簡易包装による製品の出荷などを行う。
- ① 3 環境に配慮した商品を取り扱う。
- ① 4 商品の簡易包装、レジ袋の有料化、使い捨て品の使用・販売の自粛、詰め替え商品の積極的な販売、製品の修理サービス、広告・事務用紙の紙使用抑制などに努める。
- ② 1 ごみ排出のルールを守り、分別に取り組む。

※1 3R: Reduce(リデュース=発生抑制)、Reuse(リユース=再利用)、Recycle(リサイクル=再生利用)の3つの頭文字のRからなる言葉。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方のこと。

小分野 3-(3)-②

環境保全活動 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 市民・事業者・行政の協働により、環境負荷の少ないまちづくりが進んでいる。
- ② 環境活動に参加するなど環境に配慮して生活する市民が増えている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 再生可能エネルギーの利用を図る。
- ②1 エコバッグを使用するなど環境に配慮した買い物をする。
- ②2 省エネの家電製品を使用するなど環境への負荷の低減に配慮した消費生活に努める。
- ②3 公共交通機関を利用する。

市民2人以上でできること

- ①1 地域での環境保全活動を実施する。
- ①2 環境行政及び事業者の環境に配慮した事業の進捗状況を評価・提言する。

事業者でできること

- ①1 再生可能エネルギーの利用を図る。
- ②1 事業所で省資源・省エネルギーに取り組む。
- ②2 環境に配慮した商品の販売など、事業者間での連携による環境配慮行動の推進を図る。
- ②3 環境行政の進捗状況を評価・提言する。
- ②4 環境に配慮した事業の進捗状況の公表に努める。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民、事業者、行政で構成する生駒市環境基本計画推進会議「ECO-net生駒」により、環境基本計画に基づく事業を円滑に推進します。(環境政策課)
- ①2 環境白書や省エネに関する技術・必要性など情報発信の充実を図り、市全域で低炭素社会実現に向けたライフスタイルの変換を推進します。(環境政策課)
- ①3 新たなエネルギー(太陽光、バイオマス^{※1}、雨水など)を活用する取組の調査・検討を進めるとともに、普及啓発を図ります。(環境政策課)
- ①4 環境マネジメントシステムの運用により、市の業務全般にわたる環境配慮を行います。(環境政策課)
- ①5 公共施設の省エネルギー対策を進めます。(施設管理者)
- ①6 住宅や事業所など民間部門での省エネルギー対策を支援します。(環境政策課)
- ①7 電気自動車用の充電器の設置など、環境負荷の少ない交通環境の整備を目指します。(環境政策課)
- ②1 市内スーパーでの啓発活動など、環境啓発を推進します。(環境政策課)
- ②2 地球温暖化対策などについて、小・中学校での出前講座や環境教育の取組を通じて各家庭への周知を図り、環境行動の促進を目指します。(環境政策課・教育総務課)

※1 バイオマス:動植物を由来とする資源。木材や農作物、畜産物を収穫したり加工したりする際にでる間伐材やおがくず、糞尿、菜種油、残りかす、建築廃材などの生物系廃棄物を原料としてエネルギーを生み出すことができる。

小分野 3-(4)-①

生活排水対策

基本計画

4年後のまち

- ① 下水道や合併処理浄化槽^{※1}の普及が進み、生活排水や事業所排水が適正に処理されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 下水道整備済区域では、すみやかに下水道へ接続する。
- ①2 下水道接続家庭では、宅地内の排水柵など排水設備の適正な維持管理を行う。
- ①3 合併処理浄化槽の設置家庭では、浄化槽の定期点検や清掃など、適正な維持管理を行う。
- ①4 単独処理浄化槽や汲み取りの家庭では、早期に合併処理浄化槽への転換を図る。
- ①5 家庭でできる生活排水対策を実践する。
- ①6 クリーンキャンペーンなどの河川美化活動などに参加する。

市民2人以上でできること

- ①1 地域で生活排水対策を実践する。
- ①2 自主的に除草・清掃などの河川美化活動などを実施する。

事業者でできること

- ①1 下水道整備済区域では、すみやかに下水道へ接続する。
- ①2 合併処理浄化槽を設置する事業者や下水道に接続している事業者は、浄化槽や除害施設などの排水設備、下水道の宅地内の排水柵について、定期的な点検や清掃など適正な維持管理により、事業所排水の適正な処理を行う。
- ①3 単独処理浄化槽や汲み取りの事業者は、早期に合併処理浄化槽への転換を図る。
- ①4 事業所排水による汚濁負荷量の削減を図る。
- ①5 地域の河川美化活動を実施する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 下水道の整備とともに合併処理浄化槽の設置補助を行い、生活排水処理基本計画や効率的な汚水処理施設整備のための各種関連計画に基づき、効率的な事業展開を図ります。(下水道管理課・下水道推進課)
- ①2 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促すための補助制度の啓発を行うとともに、浄化槽や宅地内排水設備の適正な維持管理についての啓発を行います。(下水道管理課)
- ①3 竜田川浄化センター、山田川浄化センターや下水道管渠などの下水道施設の機能が十分発揮できるよう適正に維持・管理します。(下水道管理課)
- ①4 河川の水質改善を図るため、生活排水対策についての啓発活動を行います。(環境政策課)
- ①5 生活排水に対する市民の意識を高めるため、市民が市民を啓発する仕組みをつくります。(環境政策課)
- ①6 市民・事業者・市民団体との協働による河川美化活動の定着を図ります。(環境政策課)
- ①7 市内河川の水質状況について情報提供を行います。(環境政策課)

※1 合併処理浄化槽：台所やお風呂、洗濯などの生活雑排水を、し尿と合わせて処理できる浄化槽。

小分野 3-(4)-②

公害対策

基本計画

4年後のまち

- ① 生活環境が保全され、公害が一層少ないまちとなっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 禁止されている屋外焼却(野焼き)をやめる。
- ①2 テレビやラジオ、ピアノなど、音量や時間帯により近隣に迷惑となる生活騒音を出さない。
- ①3 外出時には公共交通を利用するなど、大気汚染につながる自動車やバイクの排気ガス削減に努める。

市民2人以上でできること

- ①1 地域内で環境の実態調査や公害発生のおそれがないか監視に努める。
- ①2 地域の環境に関する情報を積極的に収集し、環境保全の意識を高めるための活動に活かす。

事業者でできること

- ①1 公害関連法令の遵守状況を公表する体制づくりに努める。
- ①2 特定建設作業や特定施設に関する届出を行うとともに、環境保全協定の締結など周辺環境に配慮した事業活動を実施する。
- ①3 環境負荷を低減する設備導入や製品を生産する。
- ①4 廃棄物の発生抑制を行うとともに適正に処理する。
- ①5 有害化学物質の適正管理を徹底する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市内の環境状況を把握するため、大気質・騒音・振動・水質等の調査を行います。(環境政策課)
- ①2 大気質・騒音・振動・水質等の調査結果について情報提供を行います。(環境政策課)
- ①3 市内環境調査を継続して実施するとともに、状況の変化を踏まえ測定地点や頻度を見直す等、適切に対応します。(環境政策課)
- ①4 特定施設、特定建設作業の届出と指導を徹底し、作業場周辺の環境を保全します。(環境政策課)
- ①5 公害の未然防止のため、指導など監視体制を強化するとともに公害発生時の迅速な対応に努めます。(環境政策課)
- ①6 国・県などの関係機関と連携するとともに、事業者への指導を徹底し、公害防止を図ります。(環境政策課)

小分野 3-(4)-③

地域美化・環境衛生

基本計画

4年後のまち

- ① 環境美化の取組が進み、より一層きれいなまちになっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 ごみのポイ捨てや不法投棄をしない。
- ①2 ペットの飼い主としての責任を自覚し、ルールやマナーを守る。
- ①3 公共の場所や他人が所有管理する場所に落書きをしない。
- ①4 所有する土地の除草を行うなど適正に管理する。
- ①5 環境美化推進員による環境美化のための啓発活動を行う。

市民2人以上でできること

- ①1 地域で清掃活動など環境美化活動を実施する。

事業者でできること

- ①1 関連法令の遵守状況を公表する体制づくりに努める。
- ①2 事業所周辺の清掃活動を積極的に実施する。
- ①3 自動販売機により飲食物等を販売する場合は回収容器を設置し、適正に管理する。
- ①4 公共の場所でチラシ等を配布するときは、散乱したチラシ等を収集して処理する。
- ①5 違反広告物を掲出せず、地域の景観保全に努める。

行政の4年間の主な取組

- ①1 不法投棄禁止の啓発を行います。(環境事業課)
- ①2 地域ぐるみで、生駒市まちをきれいにする条例に定められた事項を遵守するよう、環境美化推進員や地域の清掃活動等の環境美化活動を支援します。(環境政策課)
- ①3 ペットの飼い方のルールやマナーなどについての啓発・情報提供を行い、わんわんアドバイザーや地域ねこ活動サポーターなどの動物愛護推進者を育成して、ペット公害の防止を図ります。(環境政策課)
- ①4 不法投棄防止パトロールによる監視体制の強化や、不法投棄された廃棄物の撤去を実施します。(環境事業課)
- ①5 生駒市まちをきれいにする条例に基づき、環境美化に関する市民等のモラルの向上と美化思想の普及を図ります。(環境政策課)

小分野 3-(4)-④

上水道

基本計画

4年後のまち

- ① 安全で安心できる水道水を安定して供給している。
- ② 健全で効率的な事業経営を継続している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 水の大切さを理解し、日頃から節水や水の有効利用を心がける。
- ①2 給水装置^{※1}や貯水槽水道^{※2}の適正な管理を行う。

市民2人以上でできること

- ①1 水の大切さを理解し、日頃から節水や水の有効利用を心がける。
- ①2 給水装置^{※1}や貯水槽水道^{※2}の適正な管理を行う。

事業者でできること

- ①1 水の大切さを理解し、日頃から節水や水の有効利用を心がける。
- ①2 給水装置や貯水槽水道の適正な管理を行う。
- ①3 専用水道^{※3}の適正な管理を行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 水の大切さを理解し、節水や水の有効利用を心がけてもらえるよう広報・啓発活動を行います。(水道総務課)
- ①2 給水装置、貯水槽水道や専用水道の適正な管理を行ってもらえるよう指導、助言等を行います。(工務課)
- ①3 直結給水^{※4}の範囲を拡大します。(工務課)
- ①4 拠点施設や管路の耐震化を行います。(工務課・工務課浄水場)
- ①5 水質向上のため、浄水施設の改良を行います。(工務課浄水場)
- ①6 安定した水道水の供給が行えるよう、自己水(井戸取水)の適正揚水量を維持します。(工務課浄水場)
- ②1 経費の節減や収入確保に努めます。(水道総務課)
- ②2 水の有効利用等のため、漏水調査の強化や老朽管の更新を行います。(工務課)
- ②3 水道施設整備計画の円滑かつ確実な実施を図ります。(工務課・工務課浄水場)
- ②4 水道システム^{※5}を効率的なものに再編成し、省電力化を図ります。(水道総務課・工務課・工務課浄水場)
- ②5 再生可能エネルギーの利活用を行います。(工務課浄水場)

※1 給水装置: 道路に埋設されている配水管から各家庭に引き込む給水管や器具等

※2 貯水槽水道: ビルやマンション等の受水槽から各家庭の蛇口に至るまでの設備

※3 専用水道: 飲食店、商業施設、レジャー施設等における自家用の水道で、1日に給水することができる水量が国の定める基準を超えるもの等

※4 直結給水: 受水槽を経由せず、直接配水管から各家庭の蛇口まで給水する方式

※5 水道システム: 水源から、浄水場や配水池等の水道施設を経由して、各家庭の蛇口に至るまでの水道全体の系統

小分野 3-(5)-①

自然的資源

基本計画

4年後のまち

- ① 豊かな自然環境に恵まれた生活が維持されている。
- ② 市民・事業者・行政が協働して、周辺の山並みなどを後世に残していくための取組が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 自然環境に対し関心、意識を持ち保全活動や清掃活動を行う。
- ② 1 自然環境調査に参加する。

市民2人以上でできること

- ② 1 市民団体等による自然環境調査を実施する。
- ② 2 山林や河川の保全活動や清掃活動を行う。
- ② 3 アダプトプログラム^{※1}やボランティアサポートプログラムに参加する。
- ② 4 住んでいる地域で、環境教育を目的としたイベントなどを行う。

事業者でできること

- ① 1 周辺環境に影響を及ぼさないよう対策を講じる。
- ① 2 山林や河川にごみの不法投棄をしない。
- ② 1 開発事業等において、自然環境に配慮する各種指針等を遵守しながら、自然環境の保全・創出に努める。
- ② 2 地域の一員として、地元での活動に積極的に参加する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 市民が身近に自然的資源にふれあえるよう、矢田丘陵遊歩道やハイキングコース、くろんどの森などのPRに努めます。(経済振興課)
- ① 2 市内の自然環境や生態系に関する情報の提供を行います。(環境政策課)
- ② 1 景観法の規定に基づく「景観行政団体^{※2}」として、市民や事業者などとともに、緑豊かな自然環境と調和する景観の保全・創出を図ります。(みどり景観課)
- ② 2 市民や土地所有者等の理解を得られるような緑の保全制度を創設するとともに、自然体験型レクリエーションや環境学習の場としての活用に取り組みます。(みどり景観課)
- ② 3 樹林保全活動を行う市民やボランティア等の育成に取り組みます。(みどり景観課)
- ② 4 市民・事業者・市民団体との協働による河川美化活動などの定着を図ります。(環境政策課)
- ② 5 里山の維持・再生や市街化区域内の樹林の保全・活用など、緑を保全するための仕組みづくりに取り組みます。(みどり景観課)
- ② 6 里山林の保全、整備及び活用を図るため、里山整備活動を行うNPOなどの団体を支援します。(みどり景観課)
- ② 7 環境教育を目的としたイベントなどを行う市民等を支援します。(みどり景観課)
- ② 8 環境保全意識の高揚と環境教育を推進するため、ボランティアとの協働により自然環境調査を実施します。(環境政策課)

※1 アダプトプログラム:「里親制度」と訳され、ボランティアとなる市民が「里親」となって道路や公園等を自らの「養子」とみなし、定期的に清掃・美化などを行う取組のこと。

※2 景観行政団体:地域における景観行政を担う主体。景観行政団体になると、景観計画の策定や景観重要建造物の指定、景観協定の認可、景観整備機構の指定など、景観法を活用して独自の景観施策を展開することができる。

小分野 3-(5)-②

公園・緑化

基本計画

4年後のまち

- ① 公園がレクリエーションや憩いの場として安心して利用されている。
- ② 花と緑であふれるまちに向けて、着実に取組が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ②1 庭先や窓辺に植栽などの緑化を行う。
- ②2 生駒市みどりの基金^{※1}に寄附等をする事により、緑化活動に参加する。

市民2人以上でできること

- ①1 住んでいる地域の公園の管理、ルール・マナーの啓発活動を行う。
- ①2 安全・安心な公園利用が図られるよう巡回、美化活動等を行う。
- ②1 緑化意識を高め、地域などでの緑化に関する活動を積極的に行う。

事業者でできること

- ①1 開発事業者等は、住民や周辺環境への影響を踏まえて公園等の設置に配慮する。
- ②1 地域住民とともに、緑化活動に参加する。
- ②2 屋上緑化・壁面緑化など緑化対策を行う。
- ②3 開発等により、周辺環境が損なわれないよう配慮し、事業者としての社会的責任を果たす。

行政の4年間の主な取組

- ①1 地域住民がルール・マナーを守った利用をし、自分たちで管理できるよう支援を行います。(公園管理課)
- ①2 安心して公園を利用できるよう公園施設のバリアフリー化を計画的に行うとともに、遊具等の施設の点検を行うなど、適正な公園管理を実施します。(公園管理課)
- ①3 住民と協働で地域のニーズに合った公園を再整備します。(公園管理課)
- ①4 社会福祉法人及び企業と連携し、生駒山麓公園にレストラン、売店などを新設して活性化するとともに、障がい者の就労支援の場とします。(公園管理課)
- ②1 緑の大切さを啓発し、市民や事業者が緑の創出に取り組めるよう努めます。(みどり景観課)
- ②2 緑の市民懇話会や花好き・自然好き市民交流サロンなど、地域住民と行政がともに花や緑に関連したまちづくりについて話し合える場・機会を設けるなどの支援を行います。(みどり景観課)
- ②3 「生駒市みどりの基金」をPRするとともに、寄附金を募ります。(みどり景観課)
- ②4 市民などが「生垣助成制度」や「花と緑のわがまちづくり助成制度」を活用することにより、まちなかの緑の創出を図り、花と緑のまちづくりを推進します。(みどり景観課)
- ②5 「花と緑の景観まちづくりコンテスト」で、多くの人々の目にふれる場所での緑化事例を顕彰します。(みどり景観課)
- ②6 開発等における緑化基準を適切に運用します。(みどり景観課)

※1 生駒市みどりの基金: 花や緑であふれ、自然とふれあえる魅力的なまちづくりを推進するために創設した基金。この基金は、緑の創造や保全活動に対する助成などの財源に充てられる。

小分野 4-(1)-①

地域福祉活動 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 住民が地域福祉活動に参加しやすい環境が整い、住民同士の支え合いが広がっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 近隣住民間のつながりを深める。
- ①2 地域のことに関心を持つ。
- ①3 地域福祉活動へ積極的に参加する。

市民2人以上でできること

- ①1 住民による見守りや支え合いを目的とした近隣や地域社会、民間事業者、ボランティア団体などとの活動の仕組みをつくり、継続的に実施する。
- ①2 地域における福祉活動への取組や関係機関等との連携を図る。
- ①3 自治会館や集会所等の有効活用を図る。

事業者でできること

- ①1 地域の一員としての福祉活動へ参加する。
- ①2 関係機関等との連携を図る。

行政の4年間の主な取組

- ①1 出前講座や広報紙等を通じて、市民の福祉に対する意識の醸成を図ります。(高齢福祉課)
- ①2 地域での支え合い、助け合いの推進と地域福祉の担い手の養成・育成を図ります。(高齢福祉課)
- ①3 自治会等と連携し、高齢者サロンとして活動できる場所の拡大を図るとともに、高齢者サロン等の人材の育成や、活動を支援します。(高齢福祉課)
- ①4 ボランティア等により自主的に開催されているサロン等のネットワークづくりを行い、情報交換が行えるよう支援します。(高齢福祉課)
- ①5 地域福祉活動が効果的に機能するよう、市民活動推進センターららポートや社会福祉協議会、関係機関がそれぞれの役割を分担しつつ、連携を強化します。(高齢福祉課)
- ①6 地域における高齢者の閉じこもりや孤立防止等の支援の充実を図ります。(高齢福祉課)
- ①7 地域包括支援センター※1などの身近な地域における相談・支援体制を整え、安心して相談できる環境づくりに努めます。(介護保険課)

※1 地域包括支援センター：高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活が送れるよう、介護保険、介護予防サービスをはじめ、福祉・保健・権利擁護など、様々な支援を包括的・継続的に提供する、地域ケアの拠点機関。

小分野 4-(2)-①

健康づくり

基本計画

4年後のまち

- ① 健診や地域の活動により、生活習慣病^{※1}の予防、改善が進み、元気で生きがいを持った市民が増えている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 健康や食、運動に関心を持つ。
- ①2 定期的に健康診査やがん検診を受診する。
- ①3 健康づくりに関連する自主活動グループに参加する。

市民2人以上でできること

- ①1 健康づくりリーダー、サポーター、食育^{※2}推進リーダーとして、地域の健康の普及啓発に努める。
- ①2 地域内での健康に関する情報の共有、交換を行う。

事業者でできること

- ①1 健康づくりや食育の推進者として、知識・技術普及に向けた企画・運営を行う。
- ①2 質の高い健診や指導の提供を行う。
- ①3 メンタルヘルス^{※3}も含めた、職場の健康づくりを行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 特定健康診査^{※4}やがん検診についての情報提供の方法を工夫し、地域での受診意識等の向上を図ります。(国保医療課・健康課)
- ①2 特定健康診査・保健指導・各種検診(胃がん・乳がん・大腸がん・肺がん等)を実施します。(国保医療課・健康課)
- ①3 健康づくりリーダーやサポーターの育成と活動の場を提供します。(健康課)
- ①4 食育推進リーダーを育成し、地域での活動を推進します。(健康課)
- ①5 食育推進計画に基づき、食育推進を図ります。(健康課)
- ①6 ホームページ、広報紙、イベント、地域の回覧等で、健康や食、運動への知識や関心を高める情報発信を進めます。(健康課)
- ①7 食事・運動など生活習慣改善のための健康教室を実施します。(健康課)
- ①8 市民・地域活動・事業者が意見を交換できる機会を設けます。(健康課)

※1 生活習慣病:食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群で、がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、慢性気管支炎、肺炎腫、脂肪肝、肝硬変、糖尿病も含まれる。

※2 食育:小分野 2-(2)-②参照

※3 メンタルヘルス:心の健康のこと。

※4 特定健康診査:メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者や予備軍を減少させるため、40歳~74歳の被保険者等に行う健康診査。

小分野 4-(3)-①

医療 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 地域の医療機関が連携し、市民が安心して暮らせる医療体制の整備が進んでいる。
- ② 緊急時、災害時において迅速かつ効率的な救急救命活動を行う体制が整っている。
- ③ 市立病院が開院され、市民への医療サービスが充実しているとともに、健全な病院経営が行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 普段から健康管理に心がける。
- ①2 住んでいる地域の医療体制を把握する。
- ②1 近くの開業医をかかりつけ医に持つなど、緊急時の対処が迅速に進められるように準備しておく。
- ③1 地域医療への関心を持ち、適正に受診する。

市民2人以上でできること

- ③1 市等が実施する地域医療に関する市民意識の啓発活動に協力する。

事業者でできること

- ①1 市医師会を中心に診療所・病院間の医療連携を推進する。
- ①2 医療機能等の情報をインターネット等で市民へ情報提供する。
- ①3 安心して受診できる医療サービスを提供する。
- ②1 市内診療所の在宅医療の支援及び夜間休日診療の促進を図る。
- ③1 病院の経営の効率化に努める。

行政の4年間の主な取組

- ①1 地域完結型医療の実現を目指し、地域の医療機関、診療所等との連携体制の強化を図ります。(病院建設課)
- ①2 市内の救急医療体制等、地域医療に関する情報を提供します。(健康課)
- ①3 障がい者、ひとり親家庭、子どもを対象に、その健康を保持するため、医療費を助成します。(国保医療課)
- ②1 緊急時、災害時において、市、消防及び市医師会との協力・連携体制を確立し、負傷者等の迅速な救急救命活動を実施します。(健康課)
- ②2 望ましい救急利用についての知識の普及啓発を図ります。(健康課)
- ②3 大規模災害時に、傷病者の受け入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材等を備えるなど、災害に対する緊急対応ができる病院を設置します。(病院建設課)
- ③1 二次救急医療^{※1}などの政策医療を担う地域の中核的な病院を設置します。(病院建設課)
- ③2 病院の管理運営に市民等の意見を反映させるため、市民や地域医療関係者を含めた、市立病院管理運営協議会を設置します。(病院建設課)

※1 二次医療: 地域のかかりつけ医による診療(一次医療)に対して、入院や検査などが必要な診療を行う医療のこと。二次医療で対応できない高度で、専門的な診療を行う医療を三次医療と呼ぶ。

小分野 4-(4)-①

高齢者保健福祉

基本計画

4年後のまち

- ① 高齢者が介護予防への取り組みや社会参加を通じて、健康で生きがいを持って生活している。
- ② 高齢者が安心して、住み慣れた地域で暮らせる見守り体制が整っている。
- ③ 介護保険制度の運営が健全に維持され、個々の状態に応じた適正なサービスが提供されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 早い時期から健康づくり、生きがいづくり、介護予防に積極的に取り組む。
- ①2 ボランティア活動・地域の活動に参加する。
- ②1 認知症について理解を深める。
- ②2 近隣とのつながりのある日常生活を営む。
- ③1 各制度や福祉・介護サービスに関心を持つ。

市民2人以上でできること

- ①1 地域で介護予防に関する各種活動に積極的に取り組む。
- ①2 助け合い、支え合いのある地域となるような働きかけを行う。

事業者でできること

[一般事業者]

- ①1 高齢者の雇用を促進する。

[福祉事業者]

- ③1 法令を遵守し、質の高いサービス提供を各事業者連携のもとに行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 健康づくり、介護予防への取り組みとして運動教室や講座を実施するとともに、積極的な参加を促すための啓発を行います。(介護保険課)
- ①2 介護予防が必要な高齢者の早期把握のため、生活機能評価を実施します。(介護保険課)
- ①3 高齢者が生きがいをもって働ける場の拠点として、シルバー人材センターの一層の活用と機能強化に向けた支援を行います。(高齢福祉課)
- ①4 地域福祉の担い手を養成します。(高齢福祉課)
- ②1 認知症サポーター養成講座等の実施により、認知症への理解を深め、地域での見守り体制を整え、安心して過ごせる環境づくりを進めます。(介護保険課)
- ②2 地域包括支援センター^{※1}を核として地域のネットワークづくりを行います。また、センターの効率的な運営を推進します。(介護保険課)
- ②3 高齢者の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、地域や関係機関との連携により支援体制の充実を図ります。(高齢福祉課)
- ②4 高齢者の権利擁護の取組を推進します。(高齢福祉課)
- ③1 市民・地域団体・関係機関・事業者等に対し、介護保険制度にかかる情報提供を行います。(介護保険課)
- ③2 介護サービスの質と量の適正な確保に努めます。(介護保険課)
- ③3 介護保険制度の適正化事業を推進します。(介護保険課)
- ③4 介護事業者への適時適切な情報提供を行うとともに、資質の向上のため指導を充実します。(介護保険課)
- ③5 介護保険事業計画に基づき、地域のニーズに応じた介護施設の基盤整備を図ります。(介護保険課)

※1 地域包括支援センター：小分野4-(1)-①参照

小分野 4-(4)-②

社会保障

基本計画

4年後のまち

- ① 市民が国民年金の制度を理解し、年金保険料を支払っている。
- ② 国民健康保険制度等の健全な運営が図られ、誰もが安心して医療やサービスを受けている。
- ③ 生活保護制度が適正に運用され、生活に困窮している方の自立支援、就労支援が行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 20歳以上の市民は年金制度に加入し、年金保険料を納付する。
- ② 1 医療保険等に加入し、保険料を納付する。また、健康管理や生活習慣の改善に心がけ、適切に医療機関を利用する。

市民2人以上でできること

- ② 1 地域において健康づくりを推進する。
- ③ 1 生活の安定と自立、自助を支援するため、民生委員や関係機関の協力を得ながら日常的な相談などの地域福祉活動を行う。

事業者でできること

- ② 1 従業員の年金受給権の確保、医療保険への加入に努める。
- ② 2 従業員の健康管理に配慮する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 国民年金保険料未納等により、「無年金者」または「低年金受給者」の増加が予想されることから、広報紙等による年金制度の周知・啓発を図ります。（高齢福祉課）
- ① 2 年金相談等については、専門的な知識をもった相談員（社会保険労務士）の配置や分かりやすいパンフレット等を作成し、相談体制の充実を図ります。（高齢福祉課）
- ① 3 年金制度改正や充実について国への要望を実施します。（高齢福祉課）
- ② 1 国民健康保険制度及び介護保険制度の給付内容や保険料負担など、周知・啓発の強化を図るとともに、医療費や介護給付費の適正化を進めていくための情報提供に努めます。（国保医療課・介護保険課）
- ② 2 個人及び地域において、健康づくりを推進していけるような体制を整えます。（健康課・国保医療課）
- ② 3 事業者への適時・適切な情報提供を行い、指導の充実に努めます。（国保医療課）
- ③ 1 生活保護について、被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに対応する個別の支援プログラムを策定します。また、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施します。（保護課）

小分野 4-(5)-①

障がい者保健福祉

基本計画

4年後のまち

- ① 障がい者が住み慣れた地域の中で、自立して生活している。
- ② 障がいのある人となない人が、互いに理解し、尊重し合う考えが広がっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ②1 障がい者や障がい特性の理解を深める。

市民2人以上でできること

- ①1 障がい者が、地域活動などに参加しやすい体制を整える。
- ②1 積極的にボランティア活動に参加するなど、地域でお互いに助け合う。
- ②2 地域生活に支援が必要な障がい者への見守りや、関係機関へ情報を提供する。

事業者でできること

【福祉事業者】

- ①1 地域ニーズに応じたサービスを提供する。
- ①2 障がい者の支援施設を整備する。

【一般事業者】

- ①3 障がい者の自立支援の一環として、就労機会を確保する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 関係機関と連携しながら、障がい者の雇用・就労の実態を踏まえ就労機会の拡大と雇用の安定を支援し、山麓公園の施設を就労支援施設として活用します。(障がい福祉課)
- ①2 障がい者の支援施設の充実が図られるよう、支援します。(障がい福祉課)
- ①3 障がい者の社会参加と自立生活を支援するため、地域生活支援事業の充実を図ります。(障がい福祉課)
- ①4 障がい者を支援する事業者が適切なサービスを提供できるようサポートします。(障がい福祉課)
- ①5 住民や事業者代表等の参加による自立支援協議会の運営により、地域の課題の協議やネットワークを構築します。(障がい福祉課)
- ①6 市民活動推進センターららポートとの連携を図ります。(障がい福祉課)
- ①7 障がい者が適切にサービスを利用できるよう、各種相談機関や福祉施設等における相談機能の充実を図るとともに、関係機関が連携した支援体制を整えます。(障がい福祉課)
- ①8 障がい児や発達に遅れのある子どもの早期療育や相談体制の充実を図ります。(障がい福祉課)
- ①9 障がい者が子育てすることへの支援に取り組みます。(障がい福祉課)
- ②1 障害者週間やイベントなどの機会を通じて、障がい者を正しく認識し、理解するための啓発・広報活動に努めます。(障がい福祉課)
- ②2 障がい者の権利擁護のための取組を推進します。(障がい福祉課)

小分野 4-(6)-①

バリアフリー

基本計画

4年後のまち

- ① 公共施設や道路等のバリアフリー※¹化が一層進められ、高齢者や障がい者をはじめ、安心して利用できるようになっている。
[土木課]

行政の4年間の主な取組

- ① 誰もが安全で快適な歩行空間を確保するため、計画的に段差の解消等歩道のバリアフリー化を進めます。(土木課)
- ② 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例※³に基づき、事業者等への指導・助言を行います。(建築課)
- ③ 高齢者や障がい者だけでなく、誰もが利用しやすい施設づくりを目指し、庁舎や学校施設、保育施設など市の公共建築物をはじめ、公園などで段差の解消、スロープ、手すりの設置等バリアフリー化を進めます。(施設整備課)
- ④ 公共施設において、大きな文字、サインによる表示、障がい者等に対応したトイレなどの設置を進めます。(施設整備課)
- ⑤ 市が新たに整備する施設等においては、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考えを取り入れた施設設計を行うよう努めます。(施設整備課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 バリアフリー、ユニバーサルデザイン※²の考えに基づいた人に優しいまちづくりに理解を示す。
- ② 2 歩道上に自転車や障がいとなるものを放置しない等、歩行者空間を妨げないよう心がける。

市民2人以上でできること

- ① 1 歩道整備等が必要と思われる箇所を調べたり点検して、市に連絡する。

事業者でできること

- ① 1 店舗などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進める。
- ② 2 駅舎のバリアフリー化を進める。
- ③ 3 ノンステップバスの導入を進める。

※¹ バリアフリー(化):小分野 2-(4)-③参照

※² ユニバーサルデザイン:障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、できるだけすべての人が利用しやすいように配慮された環境や建物、製品などのデザイン(設計)を指す。

※³ 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例:障がい者、高齢者等をはじめ全ての県民にとって安全で快適な生活環境の整備を推進し、県民の福祉の増進を目的として制定された条例。条例に基づき、百貨店、レストラン、店舗などの公共的施設に福祉的整備をし、整備基準への適合を求めるとともに、整備基準を満たした公共的施設に適合証を交付している。

小分野 4-(7)-①

災害対策

基本計画

4年後のまち

- ① 防災・減災のため、耐震化などの予防対策が進んでいる。
- ② 災害発生時に安全に避難できる体制が整っている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 所有または管理する建築物・よう壁・塀の耐震化等安全性の向上を図る。
- ② 1 災害時に迅速に避難できるように、非常持出品の準備や避難経路を確認するなど日頃から心掛ける。

市民2人以上でできること

- ① 1 市が作成したマニュアルシートをもとに、所有するため池を適切に管理する。
- ② 1 過去の災害状況や総合防災マップ等で、地域の危険箇所や避難経路を確認し避難計画を作成する。

事業者でできること

- ① 1 電気・ガス等の事業者はライフラインの耐震性を高める。
- ① 2 建設関係事業者は耐震性のある建築物等を建設する。
- ① 3 所有または管理している建築物の耐震化等安全性の向上を図る。
- ② 1 福祉関係事業者は福祉避難所として災害時要援護者の受入れ体制を整える。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 市民や建築物の所有者が耐震診断や耐震改修に踏み出せるよう、耐震診断・改修補助事業を継続するとともに、一般的な相談、建築物に関する専門的な相談を継続して実施します。(建築課)
- ① 2 耐震診断に基づき市庁舎及び市民体育館の適切な改修を実施します。(総務課・スポーツ振興課)
- ① 3 河川等の適正な維持管理及び水防倉庫の資機材管理等の水防対策を行います。(土木課)
- ① 4 大和川流域総合治水対策事業として、ため池治水利用施設の整備を行います。(土木課・事業計画課)
- ① 5 土地の境界を確定し、座標をデータで管理する地籍調査を実施することで、災害発生時の復旧・復興を円滑に進めます。(管理課)
- ② 1 災害発生に備えて、防災拠点に資機材等を整備します。(危機管理課)
- ② 2 災害情報等の提供について多様な情報伝達手段を検討し導入を図ります。(危機管理課)
- ② 3 避難計画の作成を支援するため、総合防災マップ等を用いて危険箇所についての的確な情報提供に努めます。(危機管理課・事業計画課・建築課)
- ② 4 災害時の緊急車両や救援物資の輸送路として位置づけられている緊急輸送道路上の橋梁について、優先的に耐震化を実施することで、災害時の通行機能を確保します。(土木課・事業計画課)
- ② 5 地域防災計画を見直し、大規模災害発生時に迅速に対応できる体制を整えます。(危機管理課)

小分野 4-(7)-②

自主防災

基本計画

4年後のまち

- ① 地域で自主防災会の結成が進み、防災訓練の実施が活発になっている。
- ② 各家庭で災害用備蓄が行われ、家具の転倒防止対策をとる家庭が増えている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 地域の自主防災会の訓練等に参加する。
- ② 1 防災に対する意識を持ち、食料や飲料水、燃料などの非常持ち出し品を準備するなど、災害への備えを行う。
- ② 2 家具の転倒防止など安全対策をとる。

市民2人以上でできること

- ① 1 地域内で自主防災会を設立し、地域防災力の向上を図る。
- ① 2 災害時には、初期消火活動や救助、救護活動に当たる。

事業者でできること

- ① 1 事業所における防災訓練を実施する。
- ① 2 災害時に市民や地域と連携し、初期消火活動や救助、救護活動を行う。
- ② 1 事業所施設・設備の災害に対する安全性を高める。
- ② 2 防災用資機材の点検と備蓄を行うとともに、災害時に物品提供などの協力を行う。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 自主防災会の結成を促進し活動の活性化を図るための支援を行います。(危機管理課)
- ① 2 各種市民団体等による訓練を支援します。(危機管理課)
- ① 3 自主防災会、事業者等、複数の団体が連携できる防災訓練を実施します。(危機管理課)
- ② 1 住民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙・ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育など様々な方法で、防災に関する情報を提供します。(危機管理課)
- ② 2 防災用品の紹介等を行い、各家庭での家具の転倒防止策や家庭内備蓄を推進します。(危機管理課)

小分野 4-(7)-③

消防

基本計画

4年後のまち

- ① 市民に火災予防の意識が浸透し、各自が防火対策を行っている。
- ② 消防力が強化され、消火、救急体制の整備が進んでいる。
- ③ 救急現場に居合わせた人が、救命処置を実施することにより、救命率が向上している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 火の取扱いに注意する。
- ①2 住宅用火災警報器を設置する。
- ①3 防火講習・避難訓練に参加する。
- ③1 救命講習会に積極的に参加し、救命手当の仕方を身につける。

市民2人以上でできること

- ①1 自主防災活動に参加する。
- ③1 救命処置が必要な人を見たら積極的な救命処置の連携を行う。

事業者でできること

- ①1 従業員や来店客を想定した避難訓練を行う。
- ③1 初期消火活動や救助及び救護活動に当たる。

行政の4年間の主な取組

- ①1 出火防止、防火指導の強化や火災予防広報、防火意識の啓発を推進します。(予防課)
- ①2 住宅用火災警報器について、消防ホームページ及び広報紙による普及啓発や、一人暮らし高齢者宅及び一般家庭に対して防火訪問を実施し、未設置世帯への設置の促進を図ります。(予防課)
- ①3 防火指導や防災訓練に、地域の自治会や事業所等の積極的な参加を促進します。(予防課)
- ①4 一人暮らしの高齢者宅を防火訪問し、火災予防活動を推進します。(予防課・消防署)
- ②1 多種多様な災害に対応できるよう消防活動訓練の強化を行います。(消防署)
- ②2 事業所や店舗等へ立入検査を行い、火災予防上不備な点や危険箇所を改修するよう指導します。(予防課・消防署)
- ②3 消火、救急及び救助活動に使用する消防車両等の機械器具の整備や維持管理を行います。(警防課)
- ②4 消防水利(消火栓、防火水槽など)を常時使用可能となるよう管理を行います。(消防署)
- ②5 広域的な災害に対応するため、近隣市町村と連携し、迅速かつ集中的な指令業務を行うため、奈良市と共同運用の整備を行います。(警防課)
- ②6 消防団活動の充実を図るため、消防学校等の団員研修の受講や各種訓練へ積極的に参加します。(総務課)
- ③1 市民の方々に救命手当の仕方を身につけてもらえるよう、救命講習会を実施します。(消防署)
- ③2 救急体制の充実強化と、救急救命士の養成や処置範囲拡大に対応する研修及び再教育を行うとともに、医療機関との連携をさらに深め、高度な救命処置の実施による救命率の向上を図り、救急業務高度化を推進します。(警防課)

小分野 4-(8)-①

交通安全

基本計画

4年後のまち

- ① 歩行者も交通用具利用者もみんなが、交通ルール・交通マナーを守る意識が高まり、安全に道路が利用されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 交通ルール、交通マナーを守る。
- ①2 迷惑駐車・駐輪をしない。
- ①3 チャイルドシートやシートベルトを着用する。

市民2人以上でできること

- ①1 不法駐車、迷惑駐車・駐輪防止のための啓発を推進する。
- ①2 交通ルール、交通マナーを守るように啓発を行う。

事業者でできること

- ①1 交通ルール、交通マナーを守る。
- ①2 シートベルトを着用する。
- ①3 従業員への安全運転教育・対策を行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 広報紙・ホームページによる啓発、交通安全運動等を実施し、交通安全の啓発に努めます。(生活安全課)
- ①2 高齢者の交通安全意識の高揚を図り、高齢者の交通安全の模範となるシルバーリーダーを委嘱するとともに、高齢者自転車大会を開催します。(生活安全課)
- ①3 保育園・幼稚園・小中学校において、交通指導員による交通安全教室を行います。(生活安全課)
- ①4 不法・迷惑駐車・駐輪を防止するため、地域や関係機関と連携して啓発を行います。(生活安全課)
- ①5 生駒・東生駒駅周辺を違法駐車等防止重点地域に指定し、交通指導員による巡回・啓発活動を行います。(生活安全課)
- ①6 生駒駅・東生駒駅・白庭台駅・学研北生駒駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車等の撤去を重点的に行います。(生活安全課)
- ①7 交通事故が多発する交差点や危険箇所を把握し、信号機や横断歩道などの設置、ゾーン30の指定を関係機関に要望します。(生活安全課)
- ①8 カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設を整備・管理します。(土木課)
- ①9 教育委員会、道路管理者、各学校、PTA(育友会)及び警察において通学路の合同点検を毎年実施し、対策箇所と対策状況について公表します。(教育総務課・生活安全課・土木課・事業計画課)

小分野 4-(8)-②

防犯・消費者保護

基本計画

4年後のまち

- ① 防犯意識が高まり、地域内のコミュニケーションが活発で互いの助け合いが広がっている。
- ② 市民の消費生活に関する意識・知識が高まり、消費者トラブルにも適切に対応できている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 地域の犯罪発生情報に注意する。
- ①2 防犯意識を高め、戸締まりを徹底し、外出時の声掛けを行う。
- ②1 消費生活に関する知識や情報を取得する。
- ②2 悪質な事業者等の情報を提供し、また情報を取得する。

市民2人以上でできること

- ①1 地域ぐるみで声かけ・あいさつ運動をする。
- ①2 地域住民への啓発・教育を行う。
- ②1 消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努める。

事業者でできること

- ①1 犯罪に対する情報提供を行う。
- ②1 法令等を遵守した事業活動を行う。
- ②2 商品等の品質に関して必要な情報提供を行う。
- ②3 公正な取引を確保する。
- ②4 苦情に対して適切な処理を行う。
- ②5 市が実施する消費者施策に協力する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 地域による自主防犯の活動・連携を支援・促進します。(生活安全課)
- ①2 関係団体と協力して暴力排除推進協議会の活動を推進します。(生活安全課)
- ①3 関係団体と協力して防犯協議会の活動を支援します。(生活安全課)
- ①4 子どもが犯罪に巻き込まれないよう「こども110番の家」の設置を推進します。(生活安全課)
- ①5 出前防犯教室を実施し、意識啓発や情報提供を行います。(生活安全課)
- ①6 家庭・地域・学校と連携した防犯教育を行います。(生活安全課)
- ①7 警察などの関係機関との連携による活動を行います。(生活安全課)
- ②1 地域で消費生活に関するトラブルを解決できるよう、地域ボランティア養成講座を開催します。(生活安全課)
- ②2 消費生活センターのホームページの充実を図ります。(生活安全課)
- ②3 消費者保護条例に基づき、市民の意見等を反映した消費者施策を実施します。(生活安全課)
- ②4 消費生活に関する相談がしやすく、開かれた相談窓口となるよう努めます。(生活安全課)
- ②5 消費者保護施策の充実を図るため国、県、国民生活センターなどの関係機関との連携強化を図ります。(生活安全課)
- ②6 多重債務者の生活再建支援のため、関係機関や弁護士会・司法書士会との連携強化を図ります。(生活安全課)
- ②7 消費者保護条例に基づき、事業者に対して適切な指導を行います。(生活安全課)
- ②8 教育委員会並びに関係機関と連携を図り消費者教育を推進します。(生活安全課)

小分野 5-(1)-①

学研都市

基本計画

4年後のまち

- ① 学研都市に立地している奈良先端科学技術大学院大学や民間企業との地域交流が盛んに行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなど、イベントに参加する。
- ①2 学研都市関係機関と連携した施策について提案・要望する。

市民2人以上でできること

- ①1 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなど、イベントに協力する。
- ①2 奈良先端科学技術大学院大学の研究者を地域で開催するセミナー等に講師として招くなど地域交流を行う。

事業者でできること

- ①1 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなど、イベントに参加・協力する。
- ①2 学研都市関係機関と連携した施策について提案・要望する。
- ①3 学研都市関係機関の人材、技術、研究成果を積極的に活用し、付加価値の高い事業活動を行う。
- ①4 産学連携事業を積極的に行う。
- ①5 研究者や学生にとって魅力ある研究環境を整える。
- ①6 学研都市にふさわしい、周辺環境に配慮した施設の整備を推進する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 奈良先端科学技術大学院大学と連携して行っている学校教育事業等の継続・充実を図ります。(教育指導課)
- ①2 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなどイベントを周知・支援します。(地域整備課)
- ①3 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関と連携し、地域交流の機会を設けます。(地域整備課)
- ①4 公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構との連携の強化を図ります。(地域整備課)
- ①5 リニア中央新幹線新駅の誘致活動などを行い、関西文化学術研究都市の発展を推進します。(地域整備課)

小分野 5-(2)-①

農業

基本計画

4年後のまち

- ① 市民全体で農地の活用が進み、新規就農者への支援が進んでいる。
- ② 地産地消^{※1}と人に優しい農業を推進し、市民と育む農のあるまちづくりが進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 農地の保全活動などに協力する。
- ①2 積極的に遊休農地^{※2}活用事業に参加する。
- ①3 新規就農する。
- ②1 地場農産物に関心を持ち、購入する。

市民2人以上でできること

- ②1 農業に関するイベントなどに参加する。
- ②2 農業体験に参加する。

事業者でできること

【農家】

- ①1 遊休農地の増加を防ぎ、地産地消を推進するため、作物の作付けを増やす。
- ①2 後継者を育成する。

- ②1 行政が実施する取組に協力する。

【農業者団体】

- ②2 出荷用作物の作付面積を拡大する。
- ②3 減農薬栽培に取り組む。

【小売店】

- ②4 行政が実施する取組に協力する。
- ②5 地場農産物の販売コーナーを設置する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 遊休農地の解消を図るため、市民の野菜づくりや、季節感を生かす地域活動を推進していくための相談や支援を行います。(経済振興課)
- ①2 遊休農地活用事業の利用者に対して、遊休農地利用開始時に草刈り、耕耘等の支援を実施します。(経済振興課)
- ①3 新規就農者を支援するため、農地の斡旋、農地情報の提供、営農相談、設備投資支援等を行います。(経済振興課)
- ①4 農業基盤の整備や農地の保全等を図るため、ため池や農道、水路等の農業用施設の改修を支援します。(経済振興課)
- ②1 地産地消を推進するため、市民や事業者が生産、販売、購入、消費できる機会の拡大を図ります。(経済振興課)
- ②2 地産地消を推進するため、黒大豆や学校給食用食材の生産拡大、自主的運営農業者団体づくり、地域農産物の加工品化等を図ります。(経済振興課)
- ②3 有機栽培の啓発、減農薬の推進、エコファーマーの登録推進を図ります。(経済振興課)
- ②4 有機農業がもたらす循環・共生・多様性が環境を改善していく重要な役割であることを啓発します。(経済振興課)
- ②5 市民全体で農地を利用し、自然と親しむ人づくりのため、農業体験の実施や農業者と都市住民との交流を図ります。(経済振興課)

※1 地産地消:「地元生産ー地元消費」を略した言葉で、地元で生産されたものを、地元で消費するという意味で使われる。

※2 遊休農地: 現在耕作されておらず、今後も耕作される見込みのない農地。

小分野 5-(3)-①

企業立地

基本計画

4年後のまち

- ① 自然環境と調和した良好な工業団地が形成され、職住近接^{※1}の住みやすいまちになっている。
- ② 工業団地内の立地環境の整備にあわせ、企業立地が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 就職先の選択肢に立地企業も含める。
- ①2 市内就職について公共機関の相談窓口などを積極的に活用する。
- ②1 企業立地に対して理解を深める。

市民2人以上でできること

- ①1 就職についての情報交換を行う。

事業者でできること

- ①1 環境負荷を低減する環境保全計画を立て、環境に配慮した事業活動を推進する。
- ①2 周辺地域コミュニティと協働した事業活動を実施する。
- ①3 就労機会の提供を積極的に行う。
- ②1 市内での積極的な立地や施設の拡充を図る。

行政の4年間の主な取組

- ①1 生駒市地域職業相談室についての情報の提供・周知を図ります。(経済振興課)
- ①2 市内企業との連携により、市内の就職情報を提供できる環境の整備を行います。(経済振興課)
- ②1 企業誘致に関する各施策についての情報を積極的に提供します。(経済振興課)
- ②2 既存補助制度の運用や制度の拡充など、立地企業への支援を推進します。(経済振興課)
- ②3 国や県とも連携しつつ、北田原工業団地を中心に、企業立地に必要な道路など公共施設の整備を進めます。(土木課)
- ②4 周辺環境に配慮した企業立地を進めます。(経済振興課・環境政策課)
- ②5 交通アクセスの高さや豊かな自然環境を背景に、就労者の生活や居住環境に恵まれた立地条件であることをPRしながら、企業や教育施設、研究施設の誘致に取り組みます。(経済振興課)
- ②6 基盤整備の進捗と新たな立地企業の動向により、周辺地域との景観、環境に留意した、工業適地の確保に取り組みます。(経済振興課、都市計画課)
- ②7 時代の転換を見据えた企業誘致の取組について調査、研究を進めます。(経済振興課)

※1 職住近接：職場と家庭生活をいとなむ住居とが近接していること。

小分野 5-(3)-②

商工業

基本計画

4年後のまち

- ① 魅力ある商業機能が整い、市内での消費が拡大されている。
- ② 商工業者の経営が安定し、市内での企業活動が一層活発になっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 できる限り市内で商品を購入するようにする。
- ①2 地場産業に関連したイベントに参加する。
- ②1 商工業に対する理解を深める。

市民2人以上でできること

- ②1 商業活性化に向けた協議会に参画する。

事業者でできること

- ①1 消費者のニーズにあった商品・サービスを提供する。
- ②1 安定的な経営を行うための企業努力を図る。
- ②2 地場産業における後継者の育成を図る。

行政の4年間の主な取組

- ①1 商店街の活性化やにぎわいづくりに向けた取組を支援します。(経済振興課)
- ①2 市内の工業製品などを紹介する取組を行います。(経済振興課)
- ①3 地場産業である竹製品の普及・啓発や後継者育成を図るための取組を支援します。(経済振興課)
- ①4 高山竹林園を拠点とし、イベントやホームページ、リーフレットなど様々な機会、媒体を通じて、高山茶釜をはじめとする本市の地場産業の周知に努めます。(経済振興課)
- ②1 中小企業等の経営の安定化を支援するため、各種資金融資制度の活用促進や、生駒商工会議所など関係機関と連携した取組を行います。(経済振興課)
- ②2 商工業振興の主体的な組織である生駒商工会議所の活動に対する支援を行います。(経済振興課)
- ②3 商工会議所など関係機関と連携し、商業活性化のための協議の機会を設けます。(経済振興課)
- ②4 北田原工業地区へのアクセス道路の整備を推進します。(土木課)
- ②5 生駒市の地域活性化を図るため起業支援を行います。(経済振興課)

小分野 5-(4)-①

観光・交流

基本計画

4年後のまち

- ① 本市の地域資源を活かした取組が進められ、観光地など本市へ来訪者が訪れている。
- ② 本市の新しい特産品やお土産等の開発・PRを進めるなど、訪れた観光客や市民の満足度が高まる取組が行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 生駒の観光資源・地域資源に親しみ、理解を深める。
- ①2 観光地やまちを美しく保つ。
- ①3 友人・知人に生駒の魅力を伝える。

市民2人以上でできること

- ①1 観光資源の保存、活用に協力する。
- ①2 観光ボランティアとして活動する。

事業者でできること

- ①1 観光客の期待に応えるサービスやもてなしを提供する。
- ①2 観光特産品を開発する。
- ①3 生駒の魅力を発信する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 観光協会など関係団体と連携しながら、ホームページや観光ポスター、リーフレットなど様々な媒体を通じて、身近に楽しめる観光や地域資源としての魅力のPRに努めます。(経済振興課)
- ①2 観光振興の核となる生駒市観光協会の活動に対する支援を行います。(経済振興課)
- ①3 竹あかりのタベや周辺自治体などと連携したイベント等を通じて、本市の魅力の発信と多様な交流の促進を図ります。(経済振興課)
- ①4 地域資源を活かしながら、観光ニーズの変化に対応した新たな取組の研究を進めます。(経済振興課)
- ②1 観光ボランティアのPRを行います。(経済振興課)
- ②2 訪れる観光客や市民の満足度を高めるため、高山竹林園やハイキングコース、公衆トイレなどの施設の充実、維持管理に努めます。(経済振興課)
- ②3 産学官の連携推進による観光振興に努めます。(経済振興課)